

周防大島町告示第121号

令和4年第4回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和4年11月28日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和4年12月5日

2 場 所 大島庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

山中 正樹君

栄本 忠嗣君

白鳥 法子君

竹田 茂伸君

山根 耕治君

岡崎 裕一君

田中 豊文君

新田 健介君

吉村 忍君

久保 雅己君

小田 貞利君

尾元 武君

荒川 政義君

---

○12月7日に応招した議員

---

○12月19日に応招した議員

---

○12月21日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和4年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

令和4年12月5日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

令和4年12月5日 午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 岩国基地関連対策特別委員会報告

日程第6 地域活性化・害獣・防災対策特別委員会報告

日程第7 議会広報編集特別委員会報告

日程第8 行政・病院事業改革特別委員会報告

追加議事日程(第1号の追加1)

日程第1 副議長辞職の件

追加議事日程(第1号の追加2)

日程第1 副議長の選挙

追加議事日程(第1号の追加3)

日程第1 議席の一部変更

日程第9 常任委員会委員の選任について

日程第10 議会運営委員会委員の選任について

日程第11 岩国基地関連対策特別委員会の設置について

日程第12 地域活性化・害獣・防災対策特別委員会の設置について

日程第13 議会広報編集特別委員会の設置について

日程第14 行政・病院事業改革特別委員会の設置について

日程第15 提案理由の説明

日程第16 同意第1号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第17 同意第2号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第18 同意第3号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること

とについて

- 日程第19 同意第4号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第1号 令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第21 議案第2号 令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第3号 令和4年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第4号 令和4年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第5号 令和4年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第6号 令和4年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第7号 令和4年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第8号 令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第23号 周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第24号 日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第25号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第26号 竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第27号 周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第28号 財産の無償貸付けについて

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 岩国基地関連対策特別委員会報告
- 日程第6 地域活性化・害獣・防災対策特別委員会報告
- 日程第7 議会広報編集特別委員会報告
- 日程第8 行政・病院事業改革特別委員会報告
- 追加議事日程（第1号の追加1）
- 日程第1 副議長辞職の件
- 追加議事日程（第1号の追加2）

日程第1 副議長の選挙

追加議事日程（第1号の追加3）

日程第1 議席の一部変更

日程第9 常任委員会委員の選任について

日程第10 議会運営委員会委員の選任について

日程第11 岩国基地関連対策特別委員会の設置について

日程第12 地域活性化・害獣・防災対策特別委員会の設置について

日程第13 議会広報編集特別委員会の設置について

日程第14 行政・病院事業改革特別委員会の設置について

日程第15 提案理由の説明

日程第16 同意第1号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第17 同意第2号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第18 同意第3号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第19 同意第4号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第20 議案第1号 令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）

日程第21 議案第2号 令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第22 議案第3号 令和4年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

日程第23 議案第4号 令和4年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第24 議案第5号 令和4年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）

日程第25 議案第6号 令和4年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第26 議案第7号 令和4年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第27 議案第8号 令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）

日程第28 議案第23号 周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について

日程第29 議案第24号 日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について

日程第30 議案第25号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について

日程第31 議案第26号 竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について

- 日程第32 議案第27号 周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定について  
日程第33 議案第28号 財産の無償貸付けについて

---

出席議員（13名）

1番	山中 正樹君	2番	栄本 忠嗣君
3番	白鳥 法子君	4番	竹田 茂伸君
5番	山根 耕治君	6番	岡崎 裕一君
8番	田中 豊文君	9番	新田 健介君
10番	吉村 忍君	11番	久保 雅己君
12番	小田 貞利君	13番	尾元 武君
14番	荒川 政義君		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	大川 博君	議事課長	池永祐美子君
書記	浜元 信之君		

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本 浄孝君	副町長	岡村 春雄君
教育長	星野 朋啓君	病院事業管理者	石原 得博君
総務部長	中元 辰也君	産業建設環境部長	瀬川 洋介君
健康福祉部長	重富 孝雄君	上下水道部長	山本 正和君
統括総合支所長	岡本 義雄君		
会計管理者兼会計課長			江本 達志君
教育次長	木谷 学君	病院事業局総務部長	大元 良朗君
総務課長	梅木 義弘君	財務課長	岡原 伸二君

---

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和4年第4回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、山中正樹議員、2番、栄本忠嗣議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、去る11月28日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から12月21日までの17日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から12月21日までの17日間とすることに決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、本年9月定例会以降の諸般について御報告をいたします。

まず、本日までに議会に提出されております文書について、地方自治法の規定に基づき監査委員より、例月現金出納検査（9月・10月・11月実施分）と、定期監査（10月・11月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、陳情・要望につきましては、山口県商工会連合会から、令和5年度市町予算編成に際しての商工会助成について要望書を受理しましたので、議員配付として既にお手元に届けております。

続きまして、系統議長会関係について御報告をいたします。

まず、柳井広域の関係では、令和4年11月16日に柳井地区広域市町議会議長会臨時総会が開催され、令和4年度の決算見込み並びに令和5年度の事業計画等について審議を行い、全件、全会一致で承認されました。

次に、山口県の関係では、令和4年10月3日にオンラインで開催された山口県町議会議長会

議会広報担当者会議に、吉村委員長と栄本副委員長が出席し、令和4年8月23日に行われた研修会に関する成果を検証のうえ、今後の広報研修会のあり方等、各町議会と意見を交換されました。

次に、令和4年11月4日の山口県町議会議長会11月定例会では、令和5年度の事業計画等について審議を行い、全て原案のとおり可決したところであります。

なお、既に6月定例会でお知らせをしておりますが、議員各位の意欲的な研修参加による議会の活性化を図るため、今年度から新たに創設された研修参加支援事業については、議員控室に計画書等を備えてありますので、積極的な御参加を改めてお願いいたします。

また、引き続き開催された山口県離島振興市町議会議長会第2回臨時会においては、上関町議会前議長西哲夫氏の辞職に伴い、後任の副会長として、上関町議会議長の岩木和美氏を選任いたしました。

次に、全国の関係について御報告いたします。

令和4年10月18日の全国離島振興市町村議会議長会理事会では、第40回全国大会への提出案件と大会運営等について協議を行い、町村議会の制度・運営に関する検討委員会においては、令和5年度国の予算編成および施策に関する要望や、地方議会の位置づけを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現等を。

続いて、全国町村議会議長会理事会では、会務報告を受けたのち、第66回全国大会へ提出する案件および大会運営等について協議を行いました。

また、中国地区町村議会議長会会長・事務局長会議では、全国大会における地区要望の取りまとめのほか、各県会長から地元での取組を紹介していただき、大変有意義な情報交換の場を設けることができました。

翌、令和4年10月19日は、都道府県会長会に出席をいたしましたが、離島振興の関係では、国土交通省が発した令和5年度離島振興関係予算概算要求を。全国町村議会議長会からは、議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望を。総務省からは、地方行政の諸課題について、既に議員各位のお手元に資料を配付いたしております。

次に、令和4年11月8日には、第40回離島振興市町村議会議長全国大会へ出席し、私は、全国離島振興市町村議会議長会の副会長として、離島振興法の改正・延長に関する特別要望ならびに令和5年度離島の振興に関する要望を提案し、満場一致の御採択を賜った大会終了後、国土交通省をはじめ、多くの関係国会議員や各政党役員に対し、要請活動を行ってまいりました。

続いて9日には、NHKホールにおいて、第66回町村議会議長全国大会が開催され、地方議会の位置づけを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める特別決議のほか、28項目の決議等を採択いたしました。

なお、離島振興法の改正・延長に関する特別決議および特別要望のほか、町村議会議長全国大会における宣言ならびに決議についても、既に議員各位のお手元に配付をいたしておりますので、今一度御高覧をいただきますようお願いをいたします。

また、令和4年11月11日の住民の付託にこたえ、活力ある地方議会を目指す全国大会におきましては、活力ある地方議会を創り、地方公共団体が直面する様々な課題の解決に向け、その役割を一層果たしていくため、地方自治法改正等を早急に実現するよう強く求めることとし、地方議会の位置付けや議員の職務、議員の請負禁止の範囲の明確化と規制緩和、デジタル化の促進など、7項目の大会決議を採択いたしました。

大会終了後に開催された地方議会活性化シンポジウム2022では、西南学院大学法学部教授 勢一智子氏による、多様な人材が参画する地方議会の実現に向けた取組について、基調講演を拝聴いたしました。

次に、令和4年11月18日は国保制度改善強化全国大会に出席しました。

この大会は、国保制度を持続可能なものとするため、財政支援の充実や、子供の医療費助成等の地方単独事業に係る国庫負担減額調整措置の廃止など、国保制度のさらなる改善強化にあたっては、国は責任を持つとともに、最大限の努力をするべきであり、国民健康保険中央会や都道府県国保連合会のほか、全国町村議会議長会を含めた9団体が総意を結集して、その実現に向けて邁進していくための大会であります。

続いて、令和4年12月1日には、全国町村議会議長会の理事会が開催され、令和4年度の中間監査報告を受けたのち、令和5年度の予算編成方針について協議を行ってまいりました。

以上が、全国の関係であります。

最後に、議員派遣について既にお知らせしましたとおり、年明け1月10日から12日にかけて、議員全員を対象とした研修会を計画しております。

また、令和5年2月17日には、山口県町議会議長会でも研修会が予定されておりますので、議員各位の御参加をよろしくをお願いをいたします。

なお、東京久賀倶楽部、関西橘町人会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、活動を自粛するとのことであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### **日程第4．行政報告**

○議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告に入ります。

町長から行政報告を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 皆様、おはようございます。本日は、令和4年第4回周防大島町議会定



例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわりませず御参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、行政報告を2件申し上げます。

まず1件目は、新型コロナウイルス感染症関連について御報告いたします。

全国的に、令和4年11月に入り新型コロナウイルス感染者は再び増加傾向にあり、本町におきましても新規感染者の拡大が懸念されております。町民の皆様には大変御心配をおかけしております。

発生届の重点化により、令和4年9月26日から全国一律で、新型コロナウイルス感染症と診断された方の住所地等の詳細情報の報告、いわゆる発生届は、65歳以上の方や妊婦などの重症化リスクが高い方に限定されることとなりました。

これを受けて、山口県においても令和4年9月27日から新規感染者数の公表方法を、住所地別から各医療機関が所在する保健所別に変更されました。

あわせて、発生届の対象外となられた方につきましては、自宅療養中の体調急変時における健康相談や生活相談を円滑に行うため、自宅療養者フォローアップセンターに必ず登録していただくこととなっております。

次に、本町における新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、令和4年9月30日から初回接種を完了した12歳以上の方を対象に、オミクロン対応の新型コロナウイルスワクチン接種を開始しております。令和4年10月21日からは、接種間隔が5か月から3か月に短縮となっており、予約は電話とWebで受け付け、医師会の協力のもと、個別接種と同時に令和4年10月23日に90人、令和4年11月6日に89人、橘医院で集団接種を行ったところでございます。

なお、オミクロン対応の新型コロナウイルスワクチン接種は、令和4年11月末時点で3,268の方が接種されており、令和4年12月末の接種完了を目指しているところでございます。

また、5歳から11歳の小児向け接種につきましても、医師会の協力のもと、令和4年10月30日に43人、令和4年11月20日に36人、橘医院で集団接種を行ったところでございます。6か月から4歳の乳幼児向け接種につきましては、令和4年11月18日に接種券を送付し、山口県の方針により、かかりつけ医等で接種できる広域的な接種体制を整備いたしております。

町民の皆様には、引き続き3密を避け、手洗いやマスクの着用など基本的な感染予防対策の徹底をお願いいたします。

2件目は、学校給食費無償化事業について御報告をいたします。

周防大島町が提供する学校給食については、現在、9月定例会にて御議決をいただきました補

正予算を利用して、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）、こちらを給食費収入に特別財源として振替え、令和4年10月から令和5年3月までの6か月間、給食費の無償化を実施しているところでございます。

給食費の無償化については、保護者の経済的負担が軽減されるため、子育てしやすく、教育環境の充実につながるものと考えており、来年度以降の給食費無償化の継続を検討してまいりましたが、防衛省と協議を行い、米空母艦載機部隊配備特別交付金を財源とした新たな給食費無償化事業を進める予定としており、今定例会において新たな基金造成にかかる条例の制定議案を上程させていただいておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、行政報告を2件させていただきました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告を終わります。

---

### 日程第5. 岩国基地関連対策特別委員会報告

○議長（荒川 政義君） 日程第5、岩国基地関連対策特別委員会に付託中の調査・研究についてを議題とします。

本件について、岩国基地関連対策特別委員会委員長の報告を求めます。久保委員長。

○岩国基地関連対策特別委員会委員長（久保 雅己君） 岩国基地関連対策特別委員会を代表いたしまして、御報告申し上げます。

本委員会は、令和2年12月の第4回定例会において設置され、付託された米軍岩国基地が存在し、米軍再編の状況によっては、本町の住民生活環境への影響がどのように想定されるのか、また、住民負担の軽減と安心・安全をどう確保していくのか、岩国基地関連の対策について、関係機関との連携、情報交換をとおして、最良策を検討することを目的に活動を行ってまいりました。

その概要につきましては、調査研究報告書として議員各位のお手元に配付させていただいております。タブレットをご覧ください。

はじめに、岩国基地周辺における航空機騒音の状況について御報告いたします。

平成30年3月、神奈川県厚木基地からの空母艦載機移駐が完了したのち、山口県基地関係県市町連絡協議会が、移駐判断時の検証結果との比較を取りまとめております。

まず、令和2年度の年間W値は、移駐の判断基準としていた沖合移設前と比較すると、約8割の測定地点で下回るとともに、騒音予測コンターのW値と比べても約9割の地点で下回っており、当初の予測の範囲内であることを確認したとしています。

しかし、令和3年度では29地点中28地点で増加し、飛行ルート近辺の基地の北東側および北西側の増加が著しく、20地点において過去最大のW値を記録しました。

これらは令和3年4月から令和3年5月にかけてのF-22ステルス戦闘機の飛来に伴う訓練の活発化や、FCLP（空母艦載機離着陸訓練）前後の訓練と艦載機の帰還による影響、また、令和3年12月にはF-35Aステルス多用途戦闘機の展開に伴う訓練が実施されたことなどによるものとされ、騒音対策の推進にあたっては、集中的な飛行訓練の緩和や夜間等の運用時間帯への配慮、住民生活への影響が大きい訓練の事前通知や滞在状況に関する情報提供、そして国による騒音対策の拡充等、これらを今後も引き続き、政府に対し強く求めていく必要があると考えます。

次に、岩国基地周辺地域の振興策について御報告いたします。

令和3年7月14日および同年11月11日、本町議会から荒川議長、執行部からは藤本町長、岩国基地問題議員連盟連絡協議会からは柳居山口県議会議長をはじめとする議員団、そして、岩国市・和木町・広島県大竹市の各首長および各議長が、内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣、外務大臣及び外務大臣政務官ならびに地元選出国會議員に対し、平成19年度から交付されてきた市町再編交付金が終了した後の新たな交付金制度と、再編関連特別地域整備事業（県交付金）の運用および岩国基地関連の安心・安全対策の推進と地域振興策の実施について特別要望を行いました。

長年にわたる活動の結果、市町再編交付金は令和4年度から新たに米空母艦載機部隊配備特別交付金となりまして、年間約1億5,600万円、向こう15年間の交付が約束されましたので、今後も、住民生活の利便性の向上や産業振興、医療、教育、子育て等の施策に活用されるものと思います。

ここに至るまでの活動と、新たな交付金制度を勝ち取ることができたことは、ひとえに関係各位の御尽力と御労苦の賜物であり、敬意を表するところであります。

また、平成27年度に創設された再編関連特別地域整備事業（県交付金）につきましても、これまでに増額や事業期間の延長、ソフト事業への対象拡大が図られてきておりますが、引き続き、国においては確実に予算措置を行い、地元のニーズを踏まえた制度運用の改善を求めたいと思っております。

一方で、国際社会へ目を向けますと、今年の2月、国連安保理常任理事国の一員であるロシアが、国際秩序の根幹を大きく揺るがしたウクライナ侵攻による暴挙、また、日本の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威でもある北朝鮮による相次ぐ弾道ミサイルの発射、そして、台湾への威圧を強め、軍事的・経済的な力を誇示し、近隣諸国の平和と安定を乱している中国の海洋進出など、我が国を取り巻く情勢は予断を許さない状況下にあります。

これは、極東最大級の米軍基地を抱える岩国市近隣の自治体にとっても例外ではなく、基地が存在する限り、地域住民の安心・安全の確保、負担軽減並びに地域振興施策のための調査研究と

取組に終わりはありません。

今後も引き続き、岩国基地関連対策特別委員会を設置していただくようお願いを申し上げ、また、活動に御協力をいただきました皆様方に対し、改めてお礼を申し上げまして、本委員会を代表しての報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、岩国基地関連対策特別委員会委員長の報告を終わります。大変御苦勞様でございました。

---

### 日程第6. 地域活性化・害獣・防災対策特別委員会報告

○議長（荒川 政義君） 日程第6、地域活性化・害獣・防災対策特別委員会に付託中の調査・研究についてを議題とします。

本件について、地域活性化・害獣・防災対策特別委員会委員長の報告を求めます。田中委員長。

○地域活性化・害獣・防災対策特別委員会委員長（田中 豊文君） それでは、地域活性化・害獣・防災対策特別委員会を代表いたしまして、調査・研究の結果を報告させていただきます。

本委員会は、令和2年12月の第4回定例会において設置され、付託された地域資源を活用した人口定住を推進するとともに、新型コロナウイルスの感染拡大により生じた諸問題の解決に向けて取り組む。また、害獣による被害の拡大を抑制し、加えて、近年多発する自然災害に日頃から備えるため、町内全域として、あるいは地域としてどのように取り組んでいくべきかについて調査・研究を行うことを目的とし、地域活性化では、空家対策、廃校活用、地域交通。害獣対策ではイノシシ対策。防災対策では、非常時井戸水・水源対策について、重きを置き活動してまいりました。

その概要は、調査研究報告書として、お手元に配付させていただいております。

当委員会は、2年間の任期中、14回の委員会を開催し、うち8回、課題・スケジュール等、執行部の皆さんに資料の提供と説明を求め、議論と研究を重ねてまいりました。

その内容をまず御報告させていただき、後ほど取りまとめた結果を提言として申し上げます。

令和2年12月第4回定例会終了後に開催された第1回地域活性化・害獣・防災対策特別委員会では、過去の委員会であります猪対策、防災対策、地域活性化・害獣対策の各特別委員会が今までどのような活動をし、どのような結論を出してきたかについて資料を確認後、地域活性化、害獣対策、防災対策の3つの大きなテーマから取り組むべき課題を出し合い、その際、防災対策の1つとして、大島大橋貨物船衝突事故の教訓から、災害時に議会としてどのように行動すべきかルール化が必要ではとの意見があり、あわせて取り組むことといたしました。

地域活性化では、町内に増える空家対策として令和3年5月14日の委員会で、平成14年度から実施している空家バンクの登録希望はあるものの、空家になって年数が経過しており、登録

困難な物件が多いと執行部から説明を受けました。

空家の現状と課題を踏まえ、令和3年度では試験的に小松・屋代地区において空家実態調査が行われましたが、本格的な空家等実態調査は、令和4年度に新設された空家定住対策課に引き継がれ、空家等対策協議会も令和4年9月1日に設置されています。現在は、特定空家の判断マニュアルがほぼ出来上がり、空家等対策計画は令和4年度内の策定を目指しているとのことでありました。

次に、廃校活用ですが、旧椋野小学校、旧油田小学校、旧安下庄中学校のうち、令和3年度中に旧油田小学校、旧安下庄中学校の活用が決まったことに対しましては、担当課職員の御尽力に感謝するものであります。

続いて、特に重要でかつ喫緊な課題である地域交通についてであります。

令和3年度に地域公共交通活性化協議会を立ち上げ、令和4年度内に地域公共交通計画の策定に向けて動いているとのことでしたが、過去に頓挫したこともあり、慎重に見守っていく必要があると思っております。

次に、害獣対策では、イノシシ対策について令和4年10月末にアンケート配布を行っており、イノシシ対策のマスタープランを令和4年12月中に策定する予定となっております。

また、地域計画（鳥獣害に強い集落づくり事業）の策定では、町内で1候補地について、アドバイザーを招き、県、町、地元を交えた研修会を行ったとのことでありました。

防災対策について、まず、非常時井戸水対策についてです。

有事の際の水の確保として御協力いただける個人所有の井戸を登録していただき、ホームページ上のハザードマップに記載しデータベース化を図っていくこととなりました。しかしながら、登録件数が伸び悩んでいるとのことでした。

次に、非常時水源対策についてであります。

この非常時水源は、基本、有事の際の飲料水の確保という位置付けとなります。大島大橋貨物船衝突事故ののち、町内で4か所の水源地を確保し、あわせて臨時給水所マップが作成され、各家庭に届けられました。

水量については、大島大橋貨物船衝突事故の際の1日最大水量を確保しており、災害時の役場内における非常時水源利活用マニュアルは策定済みで、大規模災害時には、周防大島町地域防災計画に沿って行動するとのことです。

次に、台風や地震等の大規模災害時及び大規模事故等の非常時に、議員が個々に要望活動などを行うと、町の対策本部の活動にも混乱をもたらす場合もあるため、迅速な意思決定と町民の多様な要望を反映させる機能を維持できるよう、周防大島町議会及び議員の非常時行動指針を令和3年6月22日に定め、令和3年6月23日から施行しております。

また、役場の中で課題認識を共有して連携し、縦割りから脱却した仕組みづくりと意識改革に取り組み、実効性のあるまちづくりのため、町長直属の庁内横断的組織の設置も提言いたしました。

新型コロナウイルスの感染拡大により生じた問題については、

1. 地域活動再開のための周防大島版ロードマップを早急に整備すること。
2. 町民の安心・安全を第一に考え、自治会の活動など、まず小さなエリアでの地域活動を再開させる等のガイドラインを整備すること。
3. 積極的かつ十分な情報提供及び普及啓発並びに感染防止策等についての支援策を講じること。を盛り込んだコロナ禍における周防大島町民の町内での行動自粛制限の緩和を求める要請書を、周防大島町議会から周防大島町へ提出をしております。

ここからは提言となります。

空家対策では、空家等対策計画を策定していると思いますが、何のためにどのような成果を求めて計画を策定しているのか。方針と今後のスケジュールを明確化し、危険空家対策だけでなく、危険空家になる前の空家の有効活用、空家バンクへの登録についても同時に力を入れていただき、空家実態調査をするだけでなく、有効的な活用が図られるよう取り組んでいただくよう求めます。

廃校活用では、今後も利活用について検討が必要になると思います。公募の方法や運営上の課題を検証し、小規模事業者に向けた新たな仕組みづくりの検討、既に利用している団体のアフターフォローについてもお願いしたいと思います。

また、これは、町全体のこととなりますが、利用されていない公の施設を今後整理していく、活用していくという場合に必要となるのが、公の施設に関する条例です。ぜひ、公の施設の目的外使用、廃止の際に議会が関与できるように、重要な公的施設の長期かつ独占的な利用および廃止について、必要な条例の整備をしていただきたいと思います。

地域交通では、地域公共交通計画の方針と今後のスケジュールを明確化し、5年間という計画ですが、既に不便を感じておられる方が町内には多くおられますので、単に先送りをせず、実効性のある計画策定を求めます。

イノシシ対策では、マスタープランの策定だけではなく、実施体制の整備、優先順位の決定、実行管理の方法等十分検討していただき、あわせて、イノシシ肉の加工による有効活用、懸念であるイノシシ捕獲者の労力削減を考えた焼却場を含む施設等についての検討をお願いいたします。

また、地域計画（鳥獣害に強い集落づくり事業）についても、先行の地域がよいモデルとなり、第2、第3の地域計画（鳥獣害に強い集落づくり事業）が進んでいくよう、地域の意見に耳を貸し、相談に乗り、手助けをしていただきたいと思います。

非常時井戸水対策では、なかなか登録者が増えないとの話も聞きますが、担当職員には、根気

よく登録井戸の募集を行っていただき、あわせて、登録井戸のデータベースをどのように活用するのか、また、井戸登録者の協力体制をルール化する等、十分検討していただきたいと思います。

非常時水源対策では、町が所有している給水車は1台、トラックに積載できる2トンのタンクは1個とのことです。非常用水源利活用マニュアル、水源の拡充や運搬体制の強化について再検討をしていただきたいと思います。

また、町としての非常時の水源対策の方針を確立して、町民の不安を払拭するために、情報については目に見える形で共有をしていただくことを求めます。特に防災に関して、災害はいつ起こるかわかりません。とにかくスピード感を持った対応をお願いいたします。

共通事項として、令和3年6月7日の令和3年周防大島町議会全員協議会で町長直属の庁内横断的組織の設置を提言しておりますが、庁内での横断的組織は、地域交通、イノシシ対策については既にできており、空家定住対策のように調整中の組織もあります。せっかく作った組織が形骸化しないようにしていただきたいと思います。

以上が、本委員会からの提言の概要であります。

令和2年12月以降、本委員会の取組成果として、空家等対策計画、地域公共交通計画、イノシシ対策のマスタープラン策定等、計画策定という大きな一歩を踏み出したものと考えております。しかし、この計画も実効性のあるものにしなければ意味がありません。

実効性のある計画にするためには、再度申し上げますが、役場内で課題認識を共有・連携し、縦割りから脱却した仕組みづくりと意識改革に取り組み、町長直属の庁内横断的組織の設置が求められるのではないのでしょうか。ぜひ、計画を実行するために御検討いただきたいと思います。

最後になりますが、このたび策定された計画が、根を張り、芽を出し、花を咲かせ、実を結ぶことができるよう、厳しい目をもって見守っていきたくと付け加えさせていただきます。

これまでの活動に御協力いただきました皆様方に対し、改めてお礼を申し上げ、今後も地域活性化・害獣・防災対策特別委員会を設置していただくようお願い申し上げます、本委員会を代表しての報告といたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、地域活性化・害獣・防災対策特別委員会委員長の報告を終わります。大変御苦勞様でございました。

---

## 日程第7. 議会広報編集特別委員会報告

○議長（荒川 政義君） 続きまして、日程第7、議会広報編集特別委員会に付託中の議会広報の編集・発行についてを議題とします。

本件について、議会広報編集特別委員会委員長の報告を求めます。吉村委員長。

○議会広報編集特別委員会委員長（吉村 忍君） 令和2年12月の第4回定例会において、

7人の委員による議会広報編集特別委員会が設置され、委員会に付託されました議会広報の編集・発行につきまして、委員会を代表し、報告をさせていただきます。

当委員会は、議会活動を積極的に情報発信するとともに、議会だよりのさらなる充実について調査・研究に取り組みつつ、伝える広報から伝わる広報へ、さらに、見やすい広報を目指し、また、全ての新人議員が委員となっているため、新人議員の研修、そして議員の意識改革を図ることを目的とし、第64号から第71号までの編集と発行を行ってまいりました。

現在の発行部数は、1回につき9,500部となっており、委員中心に編集作業を行っております。

重要となる表紙は、委員が撮影したもののみ限定し、内容については、各委員に編集を割り振りしてまいりました。誌面においては、余白を恐れず、写真・イラストを利用し、町民の皆様にはわかりやすい言葉で伝えることを基本に、議員各位から提出された原稿のチェックと校正を行い、定例会の翌月15日に発行するよう編集作業を行ってまいりました。

しかしながら、近年猛威をふるっている新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、軒並み行事等が中止となっており、表紙の写真、議会活動報告等の情報収集に苦慮いたしました。

定例会初日に役割分担を行い、定例会終了後、編集作業に取りかかりますが、8回の発行全てにおいて実質10日あるなしという、非常にタイトな編集スケジュールでございました。その概要につきましては、お手元に報告書として配付させていただいておりますように、無事に発行することができ、御協力をいただきました関係各位に対しまして心よりお礼を申し上げます。

それでは、2年間における主な取組について報告をさせていただきます。

まず、表紙につきましては、これまでの慣習にとらわれず、読者の目を引く写真を用いるよう心がけ、議会だより第67号、第68号ではページ全体に写真を用いるレイアウトにいたしました。

第69号からは、大島大橋のたもとにありますSUO—OSHIMAのサイン看板と同じ字体を使用しております。

ページの内容といたしましては、定例会における議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明、定例会・臨時会の賛否一覧表、特記する内容の概要、一般質問等に加え、議長の公務を記載した議長執務室、監査委員の活動を記載した監査委員室、議員各位が出席した会議や式典、研修会や視察への参加、要請活動等、これらを時系列にした議会活動報告を掲載し、我々の活動の一端を多くの方々に知り得ていただけたものと思っております。

また、動画投稿サイトのYouTubeに、周防大島町議会チャンネルを開設し、第65号からは各議員の一般質問の録画映像をQRコードから視聴できるようにいたしました。

町民の皆様が開かれた議会を目指し、町民の皆様の声を議会だよりに掲載することとし、第



68号では議会だより第67号を読んだ感想を、第69号では、周防大島高等学校3年生が島の未来を考えると題し4名の生徒の方々に、第70号では子育て中の8家族の方々の声を、第71号では、外から目線で大学生が考えると題し、周防大島出身の4名の大学生の声を掲載させていただきました。

次に、山口県町議会議長会が開催する広報研修会についてです。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を勘案し、中止となりました。

令和4年度は山口市で開催され、この研修会には、本町のほか、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町から、議会広報の実務を担当する正・副委員長と事務局職員が参集し、各町の議会広報を見て意見交換を行い、非常に勉強になりました。

また、「誰のため、何のための議会広報か！！」～議員力を磨く広報作法&クリニック～と題し、議会広報ファシリテーター 熊本大学客員教授 越地真一郎先生による、本文からリードを作成し、リードから見出しを作成する実技、さらに本町の議会だよりの良いところ、気になるところを御指導いただくクリニックもあり、全国的にも斬新な考え方やチャレンジ精神等について高評価をいただき、令和4年9月21日に東京で開催された町村議会広報研修会において、私たちの取組等を御紹介いただきました。

なお、すでに来年度も越地先生による研修会の予定が組まれているようですので、申し添えておきます。

近年の新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い、例年東京で開催される町村議会広報研修会、町村議会広報クリニックについては、Webでの動画公開となり、議会広報編集特別委員会委員各自がWebにて自主研修を行っております。この動画をWebで視聴するだけでも編集の参考になることが多く、我々の知見を深めるとともに、今後の活動にも大いに役立つことと思っておりますが、全ての委員が視聴していない現状があるため、議会だよりの編集に関わることも公務であるとの認識をもって臨むことが大切だと思っております。

令和2年12月以降、24回にわたる編集作業中の意見交換等も、委員各位の意識を高める場として有意義であったと感じております。

最後になりますが、議会だよりを読んでいただくためには、まず手に取ってもらうことが重要であると考えています。

今後は、全委員がさらなる充実を目指すという共通認識を持ち、より多くの方々に関心を持って読んでいただける議会だよりの発行が継続されることを祈念いたしまして、議会広報編集特別委員会を代表しての報告とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、議会広報編集特別委員会委員長の報告を終わります。大変御苦勞様でした。

## 日程第 8. 行政・病院事業改革特別委員会報告

○議長（荒川 政義君） 日程第 8、行政・病院事業改革特別委員会に付託中の調査・研究についてを議題とします。

本件について、行政・病院事業改革特別委員会委員長の報告を求めます。小田委員長。

○行政・病院事業改革特別委員会委員長（小田 貞利君） 行政・病院事業改革特別委員会を代表いたしまして、調査・研究の結果を報告させていただきます。

本委員会は、令和 2 年 1 2 月の第 4 回定例会において設置され、付託された人口減少が進む中、スリム化による効率的な行財政運営を行うためには、旧町から引き継いだ財産の整理及び組織・機構の見直しを図る。また再編を開始した病院事業の運営状況を検証するとともに、町民の安心・安全を確保するための今後の医療体制について、調査・研究をすることを目的として活動してまいりました。

その概要は、総合支所及び出張所の統廃合計画、宿日直の見直し、郵便局等を活用した行政サービスの向上など、役場の機構等に関すること。

また、赤字経営が続く指定管理施設（特に温浴施設）の見直し、社会教育施設をはじめとする公共施設の機能集約、遊休地や遊休施設の処分計画と今後の利活用、そして病院事業の再編計画など多岐にわたっておりますが、調査研究報告書として、皆様のお手元に配付をしております。

執行部の皆様には、再三再四、資料の提供と説明を求め、都合 9 回の会議を開催し、議論と研究を重ねてまいりました。

取りまとめました結果を提言として申し上げます。

まず 1 点目、役場の機構等について、総合支所及び出張所の統廃合を含む機構改革につきましては、定員適正化計画や行政事務の実態と課題等を十分に踏まえ、効率的な執行体制の確立かつ組織のスリム化に向けた取組を計画的に行うよう求めます。

また、職員研修のあり方を見直すとともに、職員間の連携と職員の意識改革を積極的に図り、DX の推進やデジタル技術の活用により、業務の効率化ならびに経費削減、行政サービスの向上に努められるようお願いするものであります。

次に、令和 3 年度から棕野出張所を週 1 日の開所、令和 4 年度では東和及び橘総合支所の宿日直業務が廃止となりましたが、将来的な役場の組織編成を見据えますと、現在、出張所で取り扱っている業務の外部委託に関しては、郵便局を活用することで行政サービスの維持と向上を図ることは可能であります。あわせて、公共料金の納付方法についても同様と考えますので、収納率の向上にも努められ、郵便局との協議を加速化させるよう強く求めるものであります。

なお、平成 1 6 年の合併以降、分庁方式が継続されておりますが、職員数が大きく減少した現

在、役場の業務はもちろんのこと、環境問題等の社会情勢や周防大島という地域の特性を踏まえ  
たうえで、公用車を適正に配置されるようお願いいたします。

次に、2点目の温浴施設をはじめとする指定管理施設の見直しについて申し上げます。

非効率である竜崎温泉のプールや橘ウインドパークなど、事実上、休止状態の施設は、早急に  
具体的な検討を行い、有効活用（利用転換）できるよう、早急な対応を求めます。

また、赤字経営が続く指定管理施設についても、これまでの運営方法を改め、今後のあり方等、  
根本的な見直しを行うよう求めます。

続きまして3点目、社会教育施設等の機能集約についてであります。

はじめに図書館でございますが、機能集約が難しく、社会教育委員会及び公民館運営審議会の  
意見をもとに、教育委員会としては、4図書館を維持する方針のようではありますが、そうした場  
合でも、1つを中央図書館とし、他の3図書館は公民館や他の施設の併設により、人員削減と組  
織のスリム化を図る必要があると考えます。

また、八幡生涯学習のむら、宮本常一記念館、日本ハワイ移民資料館、星野哲郎記念館のほか、  
小泊にある瀬戸内民俗館や小松開作の考古館など、これらの施設については、併合による管理ま  
たは廃止に向けた見直しを行い、陸奥記念館、なぎさ水族館及び野営場も含め、入館料等は一括  
窓口とし、共通券を発行するなど、条例改正も視野に入れた検討への着手を求めます。

なお、旧町から引き継いできた民俗資料も含め、資料の保存場所は現在でも町内に分散してお  
り、維持管理の面においても、これは非常に非効率であります。早急に管理簿を作成し、民具等  
の調査・整理を迅速に進めるとともに、資料の集約管理を早急に実現されるようお願いいたしま  
す。

次に、4点目、未利用財産（特に遊休地）の処分計画と今後の利活用についてですが、未利用  
財産の処分については、町ホームページや町広報誌を活用し、今後も積極的な情報発信に努めら  
れるようお願いいたします。

また、売却のほか、貸付や無償譲渡、太陽光発電等による利活用も含め、処分計画を早急に策  
定されるよう求めます。

続きまして5点目、病院事業の再編計画について申し上げます。

人口減少と少子高齢化が急速に進む本町にとって、病院事業の将来を考えますと、介護の分野  
においては、民間とのすみ分けを行う必要があると思います。

第一期再編計画は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、計画に沿った運営は困難な状況  
ではありますが、引き続き経営強化に取組、また職員の意識改革を図り、将来にわたって持続可能  
な地域医療提供体制を早急に構築するよう、再編計画の見直しを求めます。

最後に、行政手続における押印の廃止でございますが、今期定例会に条例改正議案が提出され

ました。本議案が可決されましたのちは、改正条例の施行に向け、粛々と事務処理を進め、行政事務のスリム化に努めていただくようお願いいたします。

以上が、本委員会からの提言の概要であります。

令和2年度以降、終息の見えない新型コロナウイルス感染症や、激動する昨今の世界情勢は、国内外に限らず、地方自治体の脆弱な財政と社会経済に甚大な影響を与えております。本町の今後にとって、行政改革をさらに実効性のあるものとするためには、より一層の行財政運営の効率化とスリム化で柔軟な組織づくりが不可欠であると考えます。

第4次周防大島町行政改革大綱では、行政サービスの充実において、職員の資質の向上や能力開発を図り、分かりやすく満足度の高い窓口サービスの提供などが示され、住民との協働では、指定管理者制度のあり方や民間委託の導入など、民間活力の活用にも努めるとあり、簡素で効率的な行財政運営においては、財政健全化計画の推進の中で、公用車の適正配置や処分可能な町有地の売却等の推進、そして、新たな行政課題に対応できる組織・機構の見直しが示されております。

また、病院事業局の経営効率化に関しては、自治体病院として、地域住民の健康の保持と増進を図り、公共の福祉の増進を目指し、地域医療の向上に努めながら経営の健全化に取り組むとしています。

さらに、周防大島町公共施設等総合管理計画においては、高度経済成長期に建設された多くのインフラ施設が、大規模改修や建替え等を必要とする時期を迎えており、今後の財政負担の大きさを懸念しております。

このように、非常に多くの課題が山積しているわけではありますが、行財政改革を進めるにあたっては、迅速かつ的確なる判断のもと、実現可能な方向性を着実に見出されるようお願いするところであります。

最後になりましたが、これまで活動に御協力をいただきました皆様方に対し、改めて厚く御礼を申し上げます。本委員会を代表しての報告といたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、行政・病院事業改革特別委員会委員長の報告を終わります。大変御苦労さまでございました。

暫時休憩します。

午前10時30分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----

#### 追加日程第1. 副議長辞職の件

○議長（荒川 政義君） 先ほどの休憩中に、尾元副議長から副議長の辞職願が提出されました。  
お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

これより、追加議事日程を配付いたします。

〔追加議事日程配付〕

○議長（荒川 政義君） 追加日程第1、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、尾元議員の退場を求めます。

〔副議長 尾元 武君 退場〕

○議長（荒川 政義君） 職員に辞職願を朗読させます。

○事務局長（大川 博君） それでは、朗読いたします。

令和4年12月5日、周防大島町議会議長荒川政義様、周防大島町議会副議長尾元武。辞職願。

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） お諮りします。尾元議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、尾元議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

尾元議員に入場していただきます。

〔副議長 尾元 武君 入場〕

○議長（荒川 政義君） 尾元議員に申し上げます。先ほど提出された副議長の辞職願は、許可されました。

---

## 追加日程第2. 副議長の選挙

○議長（荒川 政義君） お諮りします。ただいま副議長が欠けましたので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程

第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

これより、追加議事日程を配付いたします。

〔追加議事日程配付〕

○議長（荒川 政義君） 追加日程第2、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定による投票または同条第2項の規定による指名推選がありますが、選挙の方法は指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

後任の副議長には、久保雅己議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました久保雅己議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました久保雅己議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された久保雅己議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知を行います。

久保雅己議員、登壇のうえ、当選の承諾及び御挨拶をお願いいたします。

○議員（11番 久保 雅己君） ただいま副議長に選任されました。大役ではございますが、議長を補佐し、議会運営がスムーズにいくように努力してまいりたいと思います。どうぞ議員の皆様方の御協力を賜りたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。簡単ですが、御挨拶に代えさせていただきます。（拍手）

---

### 追加日程第3. 議席の一部変更

○議長（荒川 政義君） ただいま副議長の新旧交代がありました。慣例に基づき、副議長の議席は末尾から2番目になるよう議席の一部変更を行いたいと思います。

お諮りします。この件を直ちに日程に追加し、追加日程第3として議席の一部変更を行いたい

と思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として直ちにこれを行うことに決定しました。

それでは、追加議事日程を配付いたします。

〔追加議事日程配付〕

○議長（荒川 政義君） 追加日程第3、議席の一部変更を行います。

副議長の新旧交代に伴い、会議規則第4条第3項の規定に基づき議席の一部を変更します。尾元議員の議席を11番に、久保議員の議席を13番に、それぞれ変更いたします。

暫時休憩します。

午前10時49分休憩

.....

午前10時53分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引続き会議を開きます。

ただいま変更した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりです。

---

### 日程第9. 常任委員会委員の選任について

○議長（荒川 政義君） 日程第9、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第109条第1項の規定により、条例で常任委員会を置くことができます。

委員会条例第2条の規定により、常任委員会は3委員会で構成され、総務文教常任委員会7名、民生常任委員会7名、建設環境常任委員会7名と定められております。

選任の方法は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっておりますので、皆様から希望をとり、調整し、選任をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、皆様から希望をとり、調整し、選任をいたします。

ただいまから配付します用紙に、第1希望、第2希望を御記入され、答弁席に用意しました箱まで、御提出をお願いいたします。

〔記入用紙配付〕

○議長（荒川 政義君） 書かれたら順次、答弁席の箱へ入れてください。

提出漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） それでは、暫時休憩します。次の会議は、調整が終わり次第、再開したいと思います。

午前10時56分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員の選任につきましては、検討をしました結果、次のとおり決しましたので、事務局より朗読をさせます。

○事務局長（大川 博君） それでは、座ったままで申し訳ございませんが、報告をさせていただきます。

総務文教常任委員会、栄本議員、白鳥議員、竹田議員、山根議員、小田議員、久保議員、荒川議員の7名。

次に、民生常任委員会、山中議員、栄本議員、白鳥議員、山根議員、岡崎議員、田中議員、新田議員の7名。

建設環境常任委員会、山中議員、竹田議員、岡崎議員、田中議員、新田議員、吉村議員、尾元議員の7名。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 事務局長の報告のとおり選任させていただきましたので、よろしく願いをいたします。

次に、各常任委員会は正・副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

午前11時21分休憩

.....

午前11時39分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正・副委員長の互選の結果が通知されておりますので、事務局より朗読させます。

○事務局長（大川 博君） それでは、報告をさせていただきます。

総務文教常任委員長、小田委員、副委員長、栄本委員。

次に、民生常任委員長、新田委員、副委員長、岡崎委員。

建設環境常任委員長、尾元委員、副委員長、山中委員。



以上でございます。

○議長（荒川 政義君） それでは、各常任委員会の委員長、副委員長におかれましては、よろしくお願いを申し上げます。

---

**日程第10. 議会運営委員会委員の選任について**

○議長（荒川 政義君） 日程第10、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第4条の2第2項の規定により、議会運営委員会の委員の定数は6名であります。

選任の方法は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっておりますので、これより調整をし、選任したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

暫時休憩します。次の会議は、調整が終わり次第、再開をいたします。

午前11時41分休憩

.....

午前11時47分再開

○議長（荒川 政義君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員の選任につきましては、いろいろと検討しました結果、次のとおり決しましたので、事務局長より朗読をさせます。

○事務局長（大川 博君） それでは、座ったままで失礼いたします。

議会運営委員会の委員につきましては、栄本議員、岡崎議員、新田議員、吉村議員、尾元議員、小田議員以上の6名でございます。

○議長（荒川 政義君） 事務局長の報告のとおり選任させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

次に、正・副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

午前11時48分休憩

.....

午前11時53分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正・副委員長の互選の結果が通知されておりますので、事務局長より朗読させます。

○事務局長（大川 博君） それでは、議会運営委員会の正・副委員長を報告いたします。

委員長、吉村委員、副委員長、栄本委員。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 委員長、副委員長におかれましては、今後とも議会運営について、よろしくお願いを申し上げます。

暫時休憩をします。

午前11時54分休憩

.....

午後 1 時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----

### 日程第 1 1. 岩国基地関連対策特別委員会の設置について

○議長（荒川 政義君） 日程第 1 1、岩国基地関連対策特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本案については、お手元に配付のとおり、委員会条例第 5 条の規定により 7 名の委員で構成する岩国基地関連対策特別委員会を設置し、米軍岩国基地が存在し、米軍再編の状況によっては、本町の住民生活環境への影響がどのように想定されるのか。また、住民負担の軽減と安心・安全をどう確保していくのか、岩国基地関連の対策について、関係機関との連携、情報交換をとおして、最良策を検討することについての調査・研究が終了するまで、これを付託のうえ、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案については 7 名の委員で構成する岩国基地関連対策特別委員会を設置し、米軍岩国基地が存在し米軍再編の状況によっては本町の住民生活環境への影響がどのように想定されるのか。また住民負担の軽減と安心・安全をどう確保していくのか、岩国基地関連の対策について、関係機関との連携、情報交換をとおして、最良策を検討することについての調査・研究が終了するまで、これを付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました岩国基地関連対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条の第 4 項の規定により、栄本忠嗣議員、山根耕治議員、岡崎裕一議員、新田健介議員、吉村忍議員、小田貞利議員、荒川政義議員、以上 7 名を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました 7 名の議員を岩

国基地関連対策特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、直ちに岩国基地関連対策特別委員会の正・副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩をします。

午後 1 時 02 分休憩

.....

午後 1 時 07 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩国基地関連対策特別委員会の正・副委員長が報告されております。

委員長、小田貞利議員、副委員長、山根耕治議員が互選されました。よろしくをお願いいたします。

---

### 日程第 12. 地域活性化・害獣・防災対策特別委員会の設置について

○議長（荒川 政義君） 日程第 12、地域活性化・害獣・防災対策特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本案については、お手元に配付のとおり委員会条例第 5 条の規定により、7 名の委員で構成する地域活性化・害獣・防災対策特別委員会を設置し、人口定住を推進するとともに、地域の特性を踏まえたうえで、山積する多くの諸問題の解決に向けた取組を行う。また害獣による被害の拡大を抑制し、加えて近年多発する自然災害に日頃から備えるため、町内全域として、あるいは地域としてどのように取り組んでいくべきかの調査・研究が終了するまで、これを付託のうえ、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案については、7 名の委員で構成する地域活性化・害獣・防災対策特別委員会を設置し、人口定住を推進するとともに、地域の特性を踏まえたうえで、山積する多くの諸問題の解決に向けた取り組みを行う。また害獣による被害の拡大を抑制し、加えて近年多発する自然災害に日頃から備えるため、町内全域として、あるいは地域としてどのように取り組んでいくべきかの調査・研究が終了するまで、これを付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました地域活性化・害獣・防災対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により栄本忠嗣議員、竹田茂伸議員、山根耕治議員、岡崎裕一議員、田中豊文議員、吉村忍議員、尾元武議員、以上 7 名を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました7名の議員を地域活性化・害獣・防災対策特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは直ちに地域活性化・害獣・防災対策特別委員会の正・副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後1時09分休憩

.....

午後1時14分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域活性化・害獣・防災対策特別委員会の正・副委員長が報告されております。

委員長、田中豊文議員、副委員長、岡崎裕一議員が互選されました。よろしく願いいたします。

---

### 日程第13. 議会広報編集特別委員会の設置について

○議長（荒川 政義君） 日程第13、議会広報編集特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本案については、お手元に配付のとおり委員会条例第5条の規定により、5名の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、議会広報の編集・発行について、これに付託のうえ、期間は令和4年12月5日から令和6年11月13日までとし、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案については、5名の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、議会広報の編集・発行について、これを付託のうえ、期間は令和4年12月5日から令和6年11月13日までとし、閉会中の継続審査することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、栄本忠嗣議員、白鳥法子議員、山根耕治議員、岡崎裕一議員、吉村忍議員、以上5名を指名したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました5名の議員を議会広報編集特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、直ちに議会広報編集特別委員会の正・副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

午後 1 時16分休憩

午後 1 時21分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報編集特別委員会の正・副委員長が報告されております。

委員長、吉村忍議員、副委員長、栄本忠嗣議員が互選されました。よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第 1 4. 行政・病院事業改革特別委員会の設置について

○議長（荒川 政義君） 日程第 1 4、行政・病院事業改革特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本案については、お手元に配付のとおり、委員会条例第 5 条の規定により、7 名の委員で構成する行政・病院事業改革特別委員会を設置し、人口減少が進む中、スリム化による効率的な行財政運営を行うためには、旧町から引き継いだ財産の整理および組織・機構の見直しを図る必要がある。また病院事業の再編計画を検証しつつ、町民の健康の保持と増進を図り、持続可能な地域医療提供体制を構築するための調査・研究が終了するまで、これを付託のうえ、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案については、7 名の委員で構成する行政・病院事業改革特別委員会を設置し、人口減少が進む中、スリム化による効率的な行財政運営を行うためには、旧町から引き継いだ財産の整理および組織・機構の見直しを図る必要がある。また、病院事業の再編計画を検証しつつ、町民の健康の保持と増進を図り、持続可能な地域医療提供体制を構築するための調査・研究が終了するまで、これを付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました行政・病院事業改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、山中正樹議員、白鳥法子議員、新田健介議員、吉村忍議員、小田貞利議員、久保雅己議員、荒川政義議員、以上 7 名を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 7 名の議員を行政・病院事業改革特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、直ちに行政・病院事業改革特別委員会の正・副委員長の互選をお願いいたします。暫時休憩をいたします。

午後 1 時 23 分休憩

午後 1 時 29 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

行政・病院事業改革特別委員会の正・副委員長が報告されております。

委員長、小田貞利議員、副委員長、吉村忍議員が互選されました。よろしく願いいたします。

---

### 日程第 1 5. 提案理由の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第 1 5、提案理由の説明に入ります。

町長から提出議案について提案理由の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） それでは、提案理由の御説明を申し上げます。

本定例会に提案をしております案件は、同意 4 件、補正予算に関するもの 8 件、条例の制定及び一部改正について 1 4 件、指定管理者の指定について 5 件、財産の無償貸付について 1 件の合計 3 2 件であります。

同意第 1 号から同意第 4 号は、任期満了に伴い、周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。

議案第 1 号は、令和 4 年度周防大島町一般会計補正予算（第 7 号）であります。

既定の予算に 3 億 1, 5 9 9 万 7, 0 0 0 円を追加し、補正後の予算の総額を 1 5 6 億 3, 5 0 7 万 2, 0 0 0 円とするものであります。

議案第 2 号は、令和 4 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。

既定の予算に、1 億 5, 0 8 0 万 3, 0 0 0 円を追加し、補正後の予算の総額を 2 9 億 9, 1 1 4 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

議案第 3 号は、令和 4 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。

既定の予算から、4 3 万 8, 0 0 0 円を減額し、補正後の予算の総額を 4 億 6, 3 6 4 万 8, 0 0 0 円とするものであります。

議案第 4 号は、令和 4 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。

保険事業勘定の既定の予算から 5 6 万 4, 0 0 0 円を減額し、補正後の予算の総額を 3 4 億 9, 0 7 5 万 6, 0 0 0 円とするものであります。

議案第 5 号は、令和 4 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。

既定の予算に 6 1 4 万 2, 0 0 0 円を追加し、補正後の予算の総額を 1 億 1, 7 1 0 万円とする

ものであります。

議案第6号は、令和4年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

収益的収入及び支出等を補正するものであります。

議案第7号は、令和4年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

収益的収入及び支出、資本的収入等を補正するものであります。

議案第8号は、令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）であります。

業務の予定量のほか、収益的収入及び支出等を補正するものであります。

議案第9号から議案第22号までは、条例の制定及び一部改正に関するものであります。

議案第9号周防大島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の改正が行われ、適用される法令が個人情報の保護に関する法律に一本化されることとなります。

これにより、地方公共団体が制定している個人情報の保護に関する条例におきましても、所要の改廃を行う必要があり、現行の周防大島町個人情報保護条例を廃止し、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定める新たな条例を制定するものでございます。

議案第10号周防大島町個人情報保護審査会条例の制定については、審査会の設置について定めている現行の周防大島町個人情報保護条例は廃止することとしておりますが、議案第9号で上程しております周防大島町個人情報の保護に関する法律施行条例では、個人情報の保護に関する法律の施行について定めるものであり、個人情報保護審査会の設置についての定めがございませんので、審査会に関して必要な事項を定める条例を新たに制定するものでございます。

議案第11号周防大島町行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定については、行政手続等に係る利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、書面による手続に加え、情報通信技術を利用してオンラインによる手続も可能とするための必要な事項を定める条例を新たに制定するものでございます。

議案第12号周防大島町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、議案第16号周防大島町職員の定年等に関する条例の一部改正についてで御審議いただきます定年年齢の引き上げに伴い、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるため、高齢者部分休業制度を導入するための例規を整備しようとするものでございます。

議案第13号周防大島町学校給食費無償化事業基金条例の制定については、米空母艦載機部隊配備特別交付金を財源として基金を造成するものでございます。

議案第14号周防大島町定住促進住宅条例の制定については、新たな農林漁業の担い手となるU・Iターン者の確保を図ることにより、地場産業の活性化及び定住者の増加を目指すことを目的として整備している定住促進住宅について、その管理運営のための条例を制定するものでござ

います。

議案第15号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方公務員法の一部改正により、その影響を受ける10の条例の一部改正と1つの条例の廃止を一括してお諮りするものでございます。

議案第16号周防大島町職員の定年等に関する条例の一部改正については、地方公務員法の一部改正により、地方公務員の定年年齢が段階的に65歳まで引き上げられ、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）、定年前再任用短時間勤務制などの高齢期職員の任用形態にかかる新たな制度の整備が必要となったことから、所要の改正を行うものでございます。

議案第17号周防大島町情報公開条例の一部改正については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律は、廃止されていることから、改正後の個人情報の保護に関する法律に基づく内容に改めるものでございます。

議案第18号周防大島町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正については、令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会形成基本法に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の趣旨にのっとり、電子情報処理組織による申請等に対応するため、書面等の押印を廃止する例規整備を行おうとするもので、関係条例を一括して一部改正しようとするものでございます。

議案第19号周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、令和4年4月1日に施行されました非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等の措置および令和4年10月1日に施行されました妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に関し、該当条文を改めるものでございます。

議案第20号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、山口県人事委員会の一般職の給与等についての勧告に伴い、給与等の改正を行おうとするもので、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、船舶職員の給与及び旅費条例の改正、議会議員および町長等の期末手当に関する条例もあわせて改正するため、関連条例を一括して一部改正しようとするものであります。

議案第21号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正については、山口県人事委員会勧告に準じ、病院事業管理者の期末手当と勤勉手当の改正を行うにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第22号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正については、平成29年4月から休校となっております、情島小学校および情島中学校を廃校とするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第23号から議案第27号までは、指定管理者の指定についてであります。



議案第23号は、周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園、議案第24号は、日本ハワイ移民資料館、議案第25号は、周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等、議案第26号は、竜崎温泉潮風の湯、議案第27号は、周防大島町総合交流ターミナル施設を、それぞれの施設にかかる指定管理者の指定についてお諮りするものでございます。

議案第28号財産の無償貸付けについては、廃止をしたデイサービスセンター文珠苑の跡利用として、山口県建設業協会大島支部に無償貸付けすることについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

日程第16. 同意第1号

日程第17. 同意第2号

日程第18. 同意第3号

日程第19. 同意第4号

○議長（荒川 政義君） 日程第16、同意第1号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてから、日程第19、同意第4号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでの4議案を一括上程しこれを議題とします。提出者の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任について。同意第1号から第4号までの周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任について補足説明を一括して申し上げます。

現行の同委員会委員4名は、本年12月15日をもって3年の任期が満了となりますので、新たに選任をいたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき提案するものであります。

同意第1号および第2号は、今任期をもって退任される委員の後任を選任しようとするもので、第1号は、現委員の竹本厚三氏の後任として、大字久賀にお住まいの伊藤和也氏が、第2号は、現委員の東原平典氏の後任として、大字東安下庄にお住まいの吉村昭夫氏が適任であると考え、お諮りするものであります。

竹本厚三氏は平成11年3月から、東原平典氏は平成25年12月から、それぞれ御尽力をいただきました。ここに、両氏の御苦勞に感謝いたしますとともに、その御功績に対し、深く敬意

を表すものであります。

次に、同意第3号および第4号は、現委員であります中原貞義氏と中田兼歳氏を、周防大島町固定資産評価審査委員会委員として再度選任いたしたく、議会の御同意をいただくため、提案するものであります。

4氏の経歴は関係資料のとおりでございますが、4氏とも、温厚誠実な人柄、また豊富な経験と識見をお持ちの方々であり適任と考え、選任にあたりまして議会の同意を賜りますようお願いいたします。

なお、任期は令和4年12月16日から令和7年12月15日までの3年間でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。これより起立による採決を行います。同意第1号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、伊藤和也氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、伊藤和也氏の選任について同意することに決定しました。

次に、同意第2号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、吉村昭夫氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、吉村昭夫氏の選任について同意することに決定しました。

次に、同意第3号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、中原貞義氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、中原貞義氏の選任について同意することに決定しました。

次に、同意第4号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、中田兼歳氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、中田兼歳氏の選任について同意することに決定しました。

---

### 日程第20、議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第20、議案第1号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

補足説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第1号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に3億1,599万7,000円を追加し、予算の総額を156億3,507万2,000円とするとともに、第2条において債務負担行為の補正を、第3条において地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

歳入の14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、国保基盤安定負担金および未就学児均等割保険税負担金の交付申請額確定に伴う増額計上でございます。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加分7,592万2,000円を計上し、各種コロナ対策事業に充当しております。これにより補正後の予算額は、今年度の交付限度額の3億8,694万1,000円となっております。

デジタル基盤改革支援補助金は、地方公共団体情報システム機構からの補助金のため、減額し、諸収入に組み替えるものでございます。

米空母艦載機部隊配備特別交付金は、内示に伴う1億3,608万7,000円の追加計上でございます。

個人番号カード交付事務費補助金は、マイナンバーカードの普及促進を図る事業に対する補助金53万6,000円の計上でございます。

2目民生費国庫補助金につきまして、保育対策総合支援事業費補助金は、子供の安全対策のため、送迎用バスの置き去り防止にかかる安全装置導入支援に対する補助金160万円の計上でございます。

社会保障・税番号システム整備費補助金は、生活保護医療扶助オンライン資格確認事務の実施に伴う既存システム改修に対する補助金205万2,000円の計上でございます。

4目農林水産業費国庫補助金は、海岸保全施設整備事業補助金の内示に伴う調整でございます。  
6目消防費国庫補助金は、ハザードマップ作成事業の事業費確定見込に伴う調整でございます。  
8目災害復旧費国庫補助金の農林水産業施設災害復旧費補助金は、海岸漂着流木等処理対策災害関連事業に対する補助金3,050万円の計上でございます。

14ページをお願いいたします。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金では、国庫負担金と同様に、国保基盤安定負担金および未就学児均等割保険税負担金の交付申請額確定に伴う増額計上でございます。

2項県補助金2目民生費県補助金につきまして、国保負担軽減対策費助成事業補助金の確定に伴う減額でございます。

全国在宅障害児・者等実態調査事務費補助金は、5年ごとに行われる生活のしづらさなどに関する調査に対する補助金の計上でございます。

4目農林水産業費県補助金は、海岸保全施設整備事業補助金の内示に伴う調整でございます。

6目消防費県補助金は、ハザードマップ作成事業の事業費確定見込に伴う調整でございます。

7目教育費県補助金は、いじめ問題等対策推進体制整備事業補助金の決定に伴う調整でございます。

国際交流推進事業補助金は、補助対象経費の減額見込に伴う調整でございます。

17款1項寄附金1目一般寄附金は、ふるさと寄附金の増額見込に伴い、2,100万円追加計上するものでございます。

15ページをお願いいたします。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、財政調整基金の取崩しを713万8,000円減額し、財源調整を行うものでございます。

20款諸収入4項2目雑入は、片添ヶ浜施設使用料の増額見込みによる1,444万3,000円の追加計上でございます。

デジタル基盤改革支援補助金は、地方公共団体情報システム機構からの補助金のため、国庫補助金から組み替えるとともに、交付決定に伴い708万1,000円の計上でございます。

また、21款1項町債1目農林水産業債3目過疎対策事業債及び6目合併事業債は、各事業費の調整等に伴う計上でございます。

次に歳出でございます。

今回の補正では、一般会計並びに各特別会計におきまして、当初予算編成以降の人事異動および10月新規採用、退職・休職等を考慮し、職員人件費の調整等を行っております。

その総額は、一般会計において497万9,000円の減額となっております。

また、会計年度任用職員の再度任用者の昇給に伴う調整等も行っております。

それでは、職員人件費および会計年度任用職員経費以外の主なものについて御説明をいたします。

16ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費の議会活動経費は、議会議員研修を東京都で行うための経費として、旅費を減額し、講師への報償費および、会場借上料を計上いたしております。

17ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の行政一般管理経費は、障害者新規採用に伴う会計年度任用職員の報酬等として、112万1,000円の計上でございます。

2目文書広報費は、広報広聴事業費において、広報紙の突発的な記事掲載やカラーページの追加に対応するため、印刷製本費24万4,000円の追加計上でございます。

18ページをお願いいたします。

5目財産管理費の基金管理経費は、米空母艦載機部隊配備特別交付金を財源として新たに学校給食費無償化事業基金を造成し、積み立てを行うため、1億4,118万7,000円を計上いたしております。

6目企画費のふるさと応援事業は、ふるさと寄附金の増額見込みに伴い、返礼品やこれにかかる通信運搬費、ふるさと応援基金への積立金等各経費の追加により、3,636万9,000円の計上でございます。

7目支所及び出張所費につきまして、久賀支所管理経費は、灯油等燃料高騰による燃料費の増額、電話料使用実績に伴う通信運搬費の増額、宿日直業務の単価改正に伴う増額でございます。

大島支所管理経費は、会計年度任用職員の窓口対応への実績見込みによる報酬の増額、灯油等燃料高騰による燃料費の増額、庁舎等修繕費の増額、宿日直業務の単価改正に伴う増額でございます。

19ページをお願いいたします。

地域の要望に対応するため、大島・橘の道路等維持管理経費に工事請負費を、大島の原材料支給事業費に工事材料費を、また、大島・東和・橘に小規模施設整備事業補助金をそれぞれ追加計上いたしております。

20ページをお願いいたします。

白木出張所経費は、会計年度任用職員の窓口対応への実績見込みによる報酬の増額でございます。

総合支所経費新型コロナウイルス対策は、飛沫防止パーティション購入費の計上や自動証明書交付サービス整備業務の実績見込みによる減額を行っております。

8目電子計算費につきまして、電算システム管理事業費は、県セキュリティクラウドの管理事

業者変更に伴う経費として245万3,000円の計上でございます。

D X推進事業は、行政手続きオンライン化対応業務の一部変更に伴い、320万1,000円の減額でございます。

21ページをお願いいたします。

9目地域振興費につきまして、自治会活動支援事業費、新型コロナウイルス対策は、コロナ禍における自治会活動を応援するため、自治会振興奨励金の上乗せ給付を行うため、2,478万4,000円の計上でございます。

23ページをお願いいたします。

2項徴税費1目税務総務費の返還金及び還付金等において、町税の償還額増加見込みに伴い45万円を計上いたしております。

24ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳一般管理経費は、マイナンバーカードの普及促進を図るため、町内の4郵便局に申請支援業務を委託する経費と申請に必要なタブレット端末等購入費として53万6,000円を計上いたしております。

26ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の介護保育等物価高騰対策支援金給付事業新型コロナウイルス対策は、物価高騰の影響を受けている町内の介護事業者、障害福祉サービス等事業者及び保育事業者に対して支援金を給付しようとするもので3,332万円を計上いたしております。

2目障害福祉費は、障害福祉一般経費において、5年に1度行われる全国在宅障害児・者等実態調査にかかる調査員報酬等の計上でございます。

28ページをお願いいたします。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の周防大島町子育て応援給付金、新型コロナウイルス対策は、物価高騰による子育て世帯を支援するため、18歳以下の子供がいる世帯に対して児童1人につき2万円を給付するための経費として3,050万円を計上いたしております。

29ページをお願いいたします。

5目保育所運営費の私立保育所運営経費は、送迎用バスにおける幼児等の置き去り防止対策として、ブザー等安全装置導入に対する補助金として160万円を計上いたしております。

30ページをお願いいたします。

3項生活保護費1目生活保護総務費の生活保護総務一般経費は、生活保護医療扶助オンライン資格確認事務の実施に伴う既存システム改修にかかる委託料及び専用端末購入経費として205万3,000円の計上でございます。

32ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生総務費の環境衛生総務一般経費は、複写機パフォーマンス料の使用実績増加見込みによる追加計上でございます。

4目火葬場費の大島斎場管理経費は、火葬炉設備の修繕費84万3,000円の計上でございます。

33ページをお願いいたします。

2項清掃費3目し尿処理費のし尿処理施設管理経費は、衛生センターにおいて不具合が生じておりますガス攪拌風量計の取替修繕費112万2,000円の計上でございます。

35ページをお願いいたします。

5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費につきまして、担い手総合支援事業は、担い手支援センターの臨時職員人件費調整に伴う、担い手育成総合支援協議会交付金の増額計上でございます。

36ページをお願いいたします。

7目農村環境改善センター費の油田センター管理運営経費は、油田センター農事研修室の空調機故障による取替工事費の計上でございます。

2項林業費1目林業総務費の海域保全管理事業は、地家室園地山側の擁壁工事において電柱の移転が必要となったため電柱移転補償費150万円の計上でございます。

37ページをお願いいたします。

3項水産業費3目漁港管理費の漁港施設整備事業は、米空母艦載機部隊配備特別交付金事業の油田漁港高潮対策にかかる測量・設計・監理業務の精算見込みによる調整を行い、510万円の減額でございます。

4目海岸保全事業費につきまして、海岸保全整備事業は、海岸保全施設整備事業の補助内示に伴い、和田漁港及び志佐漁港それぞれの事業費調整により318万2,000円の追加計上でございます。

38ページをお願いいたします。

6款1項商工費2目商工業振興費につきまして、廃止バス路線代替運行事業は、大島地区の奥畑線の運行にかかる経費の不足見込み分を追加計上し、ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費には、浄化槽に不具合が発生し、来年度予定していた下水道の接続を今年度に変更することに伴い、光熱水費に下水道使用料を計上いたしております。

39ページをお願いいたします。

3目観光費の公園等管理経費は、片添ヶ浜海浜公園オートキャンプ場などの利用者増加見込みによる施設使用料の増額に伴う片添ヶ浜海浜公園施設管理委託料1,444万3,000円の追加

計上でございます。

40ページをお願いいたします。

7款土木費6項住宅費1目住宅管理費の公営住宅維持管理経費は、空家住宅の増加に伴う草刈り等の委託料と原材料費の追加計上でございます。

41ページをお願いいたします。

8款1項消防費4目災害対策費につきまして、災害対策事業費は、高潮ハザードマップ整備事業費の精算見込みにより、768万9,000円の減額でございます。

43ページをお願いいたします。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費につきまして、学校教育一般経費は、周防大島町部活動改革推進協議会設置に伴う委員旅費相当分の報償費2万7,000円の計上でございます。

44ページをお願いいたします。

SSW派遣事業は、いじめ問題等の相談件数増加に伴うスクールソーシャルワーカーの報償費33万5,000円の追加計上でございます。

学校統合経費は、東和小学校開校に伴うインターネットの利用料及び加入金の計上でございます。

45ページをお願いいたします。

教育総務一般経費新型コロナウイルス対策は、小中学校のさらなる感染予防対策として加湿空気清浄機の購入費を。学校教育一般経費新型コロナウイルス対策では、小中学校修学旅行キャンセル料の実績見込みに伴う減額でございます。

小学校施設改修事業及び中学校施設改修事業新型コロナウイルス対策では、特別教室への空調設備設置経費の精算見込みによる減額でございます。

また、ICT教育推進事業新型コロナウイルス対策では、コロナ禍でのICT教育のさらなる推進に取り組むため、タブレット端末のリモート継続設定にかかる委託料や大型液晶ディスプレイ等の購入経費として、454万6,000円を計上いたしております。

46ページをお願いいたします。

2項小学校費1目学校管理費につきまして、小学校施設管理経費は、三浦小学校校舎外壁コンクリート補修のほか各小学校施設の修繕費や、安下庄小学校高木剪定業務委託料を、また工事請負費には久賀小学校配膳室改修工事等のほか、令和5年4月に車いす利用児童が沖浦小学校に入学する予定のため、児童トイレのバリアフリー改修工事費を、備品購入費には車いす仕様の可搬型階段昇降機スカラモビルなど必要な経費を計上しており、合計1,215万7,000円の追加計上でございます。

47ページをお願いいたします。



3項中学校費1目学校管理費の中学校施設管理経費は、周防大島中学校体育館のヒーター不良修繕費および、大島中学校グラウンドの段差解消の工事請負費として147万4,000円を追加計上いたしております。

49ページをお願いいたします。

4項社会教育費2目公民館費につきまして、かんころ楽園管理運営経費は、不具合が生じております浄化槽ブロワの取替修繕費10万円の計上でございます。

50ページをお願いいたします。

5項保健体育費2目体育施設管理費につきまして、町民グラウンド管理運営経費は、大島グラウンドの遮光シート破損に伴う修繕費を、海洋センター管理運営経費には、B&G海洋センタープールの大規模改修に向けた調査・基本設計業務委託料を計上いたしております。

51ページをお願いいたします。

ウインドパーク管理運営経費は、消防設備点検結果による誘導灯器具などの取替修繕費及び、建物内の漏水修繕工事にかかる実施設計業務委託料を計上いたしております。

3目学校給食費につきまして、久賀地区学校給食センター管理運営経費は、給食センターの天井点検口など破損に伴う修繕費を、大島地区学校給食センター管理運営経費には、給食センター内部の段差解消スロープの修繕費を計上いたしております。

10款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費2目海岸災害復旧費の現年度海岸補助災害復旧事業は、令和4年9月30日に専決処分させていただいた一般会計補正予算（第5号）に計上した海岸漂着流木等処理事業について、精算見込みにより工事請負費に1,400万円追加計上いたしております。

52ページをお願いいたします。

12款諸支出金1項1目繰出金であります。各特別会計の補正予算に対応した繰出金の調整でございます。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、6ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。

6ページは、債務負担行為の補正についてでございます。

久賀歴史民俗資料館、町衆文化伝承の館、町衆文化の薫る郷公園指定管理料、日本ハワイ移民資料館指定管理料、竜崎温泉潮風の湯指定管理料、造林事業（森林環境保全直接支援事業）および、スクールバス運行业務委託事業にかかる債務負担行為の追加を行うものでございます。

7ページは、地方債の補正についてでございます。

水産業債、過疎対策事業債及び、合併特例事業債の補正に伴う限度額の変更を行うものでございます。

以上が、議案第1号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

暫時休憩します。

午後2時14分休憩

午後2時31分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 事項別明細書の51ページにウインドパーク管理委託料、漏水対策ということでしたけれど、どういうふうな漏水があって、この委託料で何をどういうふうに調査するのか、その辺もう少し詳しく御説明ください。

説明資料で、今回、自治会振興奨励金、これと物価高騰対策での支援金2つありますけれど、これは新型コロナウイルス対策交付金を使うということなんでしょうけれど、新型コロナウイルス対策交付金をこういった自治会振興奨励金とか介護福祉の支援金として、物価高騰対策として使うということは問題ないかどうか、その辺をちょっと御答弁お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） ウインドパーク管理運営経費の委託料、要するに漏水関係の改修設計でございますが。

これにつきまして、ウインドパークの敷地内で漏水がかなり多く、今、通常は元栓を閉めた状態でございます。

調査の結果なんですけど、建物内に入る2系統の水道管のうち、その右側のほうの水道管が漏水していることが分かったということで、根本的にどういうふうにして改修していけば、要するにきちんと漏水が改修できるかということのこの工事にかかる設計をしようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の自治会活動支援事業新型コロナウイルス対策でございますが、これの内容についてでございます。

コロナ禍において、各自治会の活動等は思うように実施できておりません。住民同士のかかわ

りが希薄となっており、また地域コミュニティの維持が困難となっている状況を鑑みて、地域コミュニティの基礎となる自治会、行政区活動を応援するため自治会奨励金を上乗せして給付する事業でございます。

また、最近では電気料金や物価の高騰、人口減少により自治会費や寄附金に加え、毎年交付しております自治会振興奨励金での自治会運営は厳しさを増してきております。このため、自治会奨励金の上乗せとして交付することにより、コロナ禍をはじめとして電気料金、物価等の高騰における自治会活動の円滑な運営を図るため給付するものと思っており、こういった給付事業を行っている自治体も全国的にはあるように私どもは認識しておりますので、当然、自治会が管理する防犯灯とかそういった電気料、そういったものもこれに該当するものであろうというふうに認識をしております。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 田中議員の御質問でございますが、コロナ禍の中、物価高騰の影響等により苦境に立たされているおそれのある介護事業所、それから障害福祉サービス事業所、保育所等にサービス提供の維持を図るために支援金を給付するというものでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ウインドパークは、水道管から漏水しているという御説明だったんですけど。それは、どういうことなんですか。漏水している箇所が分からないから調査委託をして、今から調べるといことなのか。いや、単純に考えれば漏水しているんだったらそこを水道管を直せばいいだけの話じゃないかなと思うんですが。ちょっとその辺が理解できないので、もう1回御説明をお願いいたします。

それと、自治会の奨励金、防犯灯などということがありましたけれど。御説明の中で、コミュニティ活動を応援するという意味もあるということで、コロナ禍でいえばコミュニティ活動は低下ちゅうか縮小しているんだろうと思うんですが、そんな中で、防犯灯などの設置、ハードですよ、それはいいんですけど、新型コロナウイルス対策としてコミュニティ活動を応援するという趣旨からすれば、どういう活動のためにこの奨励金を使うというふうに町のほうでは想定されているのか。あくまでも、応援の意味合いというか気持ちとして、これどういう計算になるのか分かりませんが、人口あたりなのか、1自治会あたりなのか分かりませんが、そういった趣旨のお金なのか、その辺をもう1回御説明ください。

それと、介護保育のほうは、私がお聞きしたのは物価高騰対策というふうには書いてありますけれど、新型コロナウイルス対策の支援金として予算が上がっている、その新型コロナウイルス対策の交付金の使途としてこの物価高騰対策として使うことは問題ないんですかということをお聞

きしたんで、その辺問題なければ問題ないと、国から認められている使途であるという御答弁をいただきたいと思います。

それと、もう1点、学校給食の無償化の基金がありましたけれど、これは、別途、今回条例の議案が出ていると思いますけれど。単純に考えて、条例議案が先じゃないのかなと思うんですけど。例えば、令和4年9月で条例制定をして、それで今回予算が上がっているんならいいんですけど、今回一緒に予算と条例議案が同じ議会で上がってくるというのは、ちょっとその辺はやっぱりちゃんとというか、きちっと段階を踏んで手続きをすべきじゃないんだろうかなというふうな疑問をふと思ったんですが、その辺は問題ないということで。

例えば、今日は採決はしませんけれど、採決のときに予算を先に採決して、条例が後から採決というんでは、例えば条例が否決されたときにその予算はどうなるのかというようなちょっと疑問もありますので、その辺問題ないのかどうか、御答弁お願いします。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） ウインドパークの委託料の関係でございます。

まず、漏水調査につきましては、実は漏水していることが分かったんですが、どこから漏水しているかというのが全然場所が分からなかったということがございました。それで、漏水調査につきましては先に調査を実施いたしました。それで、令和4年9月末にその漏水調査の結果が出たわけなんです。これに伴って、どういうふうに改修していけばいいかというふうな工事に伴う設計の今回は業務委託でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から自治会振興奨励金の町としての使途があるのかということでございます。

この奨励金の支援については、地域住民が一体となって取り組んでおります例えば環境衛生、交通安全及び防災対策並びに体力づくりやまちづくり等のコミュニティ活動等への活動費として使用を想定しております。自治会については、地域ごとにそれぞれ取組が違うと思っております。

例えば、河川清掃経費にあてたり、海岸清掃経費とか防犯灯、電気代や修理代、ごみステーションの管理経費、その他自治会における行事等にあてていただければというふうに考えております。

その算定については、均等割と世帯割についても、均等割が3万円、あと世帯割が均一に2,000円というふうな根拠でしております。

それと、もう1点、学校給食費の無償化のほうも条例が先ではないかというような御質問であったと思います。

この件については、今回条例と補正予算を同時に上程しております。今まで国との調整等も協議を行ったうえで、この段階において給食費等の無償化についての協議も終えておりますので、例えば予算が採決されて条例のほうが否決をされた場合は、当然のことながら執行はできません。ただ単に予算が残ってしまうというような状況になろうかと思えます。それが適切かどうかと言われると、はっきりとこの場で適切ということはちょっと言いづらいんですが、別に問題はないというふうに私どもは認識をしております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 田中議員の御質問でございますが。

先ほどの御質問があったように、大きい意味での新型コロナウイルス感染症の関係の補助金を使うということでこの事業を実施することについては問題ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 最後に、水道管の件なんです。

調査済みで、漏水の箇所は分かっているけれど、どういうふうに直したらいいか分かんないと、そんな88万円も調査委託をしなきゃいけないような、そんな工事になるもんなんです。ちょっとその辺が理解できないんで、さっきも質問しましたけれど、どういう状況なのか、その辺を踏まえて詳しい説明をしていただきたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） ウインドパークの建物の漏水に伴う関係の改修設計でございますが。

実は、調査の中でどのラインが漏水しているかというところまでは分かったんですが、ピンポイントでどこが漏水しているかというのがちょっと不明であるという結果でございました。

あちこち確認をしながら調査をしていただいたわけなんです、そういった関係で建物についてはもう確定形式上は露出配管の形、今の管を生かして改修するというには至らないというふうに思っております。ですから、そういうふうな形で、要するに対応しようというところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございせんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 私からもウインドパークの漏水の件について伺いますが。

私も今の説明じゃ理解できなかったんですけども、建物に入る2系統のうち1本、1系統のどこかで漏水しているという話でした。なら、その1本をやり変えればいいんじゃないかと思うんですけども。そのやり変えることを考えるためにこの88万円の委託料というふうなことだ

ったんだろうと思います。まず、そういう考え方でいいですか。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 今のその漏水を解消するにあたっての工事をしなければ漏水解消はできないんですが、その工事の方法について設計をしてもらうものが、今回の80何がしという金額でございます。

ですから今、露出配管になろうというのは多分そういうふうになるんじゃないかと思うんですが、今の既存の管がどこが壊れているかというのが分かりませんので、新たに水道管を敷くという関係の工事の設計でございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 新たに止水栓から建物の入り口のどこまで露出で水道管を引き込むという測量設計というふうな説明だったと思うんですけども。

別にもう、それなら一気に測量設計しなくても、そのままこの系統は駄目だとか、露出で止水栓から建物入り口にぼんとすぐ工事をすればええ話じゃないかと思うんですけども。

まあ、水道屋さんがいますので、次の質問が出ると思いますけれども。そういう、わざわざ88万円もかけて測量設計ということまでしなければいけないのかなというのが疑問です。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 確かに、新たに水道管を敷くということで、悪いんであれば外から中にかけて新しいものを引けばということだと思います。そのとおりだと思いますが。

その工事金額が相当高くなる。要するに、俗に言う随意契約の範囲ではできそうにないという感じがしております。多分、数百万円はかかるんだろうということで、私どもではその設計ができませんので、そういった工事を出すにあたっての設計書を作ってもらおうべく業務委託にて設計書を作ってもらおうということでございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 私はこれぐらいにしておきますけれども。

すみません、介護保育等物価高騰対策支援金で、1つだけ確認をさせていただきたいんですけども。

この議案説明書のほうで、通所事業、入所事業、保育事業で定員1名あたりというふうなことがあるんですけども。これ、定員に、例えば10名の定員で8名しか入ってなかったとしても定員10名分が支援されるという考えでよろしいんでしょうか。確認だけさせてください。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 吉村議員の質問にお答えいたします。

今御指摘があったように、定員1名あたり、例えば通所事業であれば1万5,000円、入所施設であれば3万円、保育施設であれば定員1名あたり1万円ということで、入所ではなくて定員ということで考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 私からは、3点ほど質問をさせていただこうと思います。

1つは、24ページの総務費、戸籍住民基本台帳費の中で、マイナンバーカードの申請の支援について郵便局の窓口はその支援のお手伝いを願うというお話だったかと思いますが、具体的にどちらの郵便局の窓口になるのかということと、この委託料というものが、例えば議会が通ってから3月末までという期間で委託するのか、それとも件数に応じたような委託になるのか、そういうものが確認できたらと思います。

次にまたウインドパークの関係になるんですけども、今回調査設計して、例えば来年度工事とか、また3月末までに工事ということになるのかもしれないんですが。現在、水道が使えないということで、施設の利用自体が結構制限されているのが現状かと思っております。そうした課題になっていた水道の利用というのがクリアになった段階で、今後どういうふうに施設を使っていくかというところの方向性というのを今後どのように決めていくのか。もし、もう既にあれば、教えていただけたらと思います。

また、同じ51ページの中で災害復旧の工事請負費がございます。こちらは、工事請負費の追加計上ということなので、撤去にかかる費用が想定よりも多くかかるということなのかと思うんですが。一旦、一気に撤去していただいてかなりきれいになっている現状かと思っておりますが、場所によってはさらに通常時以上にまた吹き寄せられているところがあるかと思っておりますが、そういったところも今回のこの追加計上された事業費で対象となるのか、それとももう撤去自体は今やっているなのでこの事業は終わりなのか、その点を教えていただけたらと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員からマイナンバーカードの申請業務の委託についての御質問にお答えいたします。

現在、郵便局の場所については調整をしております。現在、郵便局との調整内容といたしましては、まず場所、委託先ですが大島郵便局と久賀郵便局、橘郵便局、平野郵便局を今想定しております。

その期間でございますが、この1月から3月までの年度内を予定しております。

すみません、それと、1局あたりの委託料の内訳についてでございます。

まず、初期導入費2万円、それと固定費、これが固定費と従量費、これが月ごとになっております。1件あたり700円で月に20件、それを3か月で見込んでおります。固定費については、月1,000円で3か月で3,000円と見込んでおります。合計で、委託料が28万6,000円というふうに想定をしております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） ウインドパークの漏水にかかる話の御質問でしたが。

今、水道が使えないというか、実は、今の現状といたしましては、使用申請があれば職員が行って開栓をして、使用が終わった後にまた閉栓をしてというふうなことをずっと繰り返しております。ずっと繰り返しておるといいまでも、今そんなに、一昨年から社会教育課が管理をするようになっているんですが、社会教育課が管理するようになって使用頻度は正直高くありません。年間何回かでございます。

そのような状態ですが、今後クリアというか改修できて、漏水事態が改善されたら活用方法をどう考えるかという御質問であったかと思えます。

先ほど申しましたように、非常に使用頻度も少ないし、町内には類似施設がたくさんあるということもございます。そういったことから、まだこれから考えることだというふうに思っているんですが、直営にはこだわらないという考えもしなくてはならないのかなど。行革等々の意見も、今日報告等がございましたが、そういった意味で少し視野を、直営にこだわらなくて対応しなきゃいけないのかなというふうにも考えております。今のところは、詳しくは当然決まっているわけではございませんが、考え方としては教育委員会としてはそういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいまの御質問の災害復旧事業費の工事請負費の増額についてですが。

まだ、集積業務を実施中のところが、内入と和田だけになります。残念ながらそれ以外の海岸については、一旦台風災害としての流木というのは撤去が終わったというふうに考えております。

ただ、通常よりもかなり多いということは認識しておりますので、その辺については今後の対応で考えてまいりたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ありがとうございます。マイナンバーカードの件について、追加で教えていただきたいんですけども。

委託料の内訳というのは今のことで分かったんですが、それを取ってまた実績で変わってくる



可能性もあるというようなことかなあというふうに理解いたしました。

また、どこの郵便局でやるかというのは現在調整中ということでしたが、先ほどお伺いした郵便局を聞くと、すぐそばに総合支所があるんじゃないのというところも何箇所かあったかのように感じます。総合支所が開いている時間と郵便局の窓口が開いている時間というのは、ほぼほぼ一緒かと思うので、本来であれば総合支所から距離がある窓口でやるのが趣旨かなと思うんですけど、その辺また御検討いただけたらなというふうには思いました。

あと1点、今回の申請のお手伝いというのをお願いするということで、実際に交付されたものを取りに行くのはまた役場の窓口に行くというようなことでよろしかったでしょうか。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員から町が想定しております4つの郵便局が総合支所に近い、支所がないようなところでやったらというような御提案だというふうに捉えております。

この実施場所については、やはり郵便局の意向等も十分踏まえたうえで進めていかないといけないというふうに思っております。

しかしながら、先ほど4つの郵便局を想定しておりますけれど、やはりお客さんが来ていただかないと申請件数も伸びないということで、やっぱりある程度大きな郵便局での対応をしていただくほうが申請率も伸びていくのではないかなというようにも考えております。

当然、交付については、やはりどうしても役場のほうに御本人が来ていただくようになりますので、その辺は御理解いただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ちょっと私が聞き間違えたのか聞き漏らしたのか、ちょっとはつきりしないんですが。

39ページの片添ヶ浜の管理経費の1,400万円の関係ですが、ちょっともう少し詳しく教えていただけたらと思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいまの金額の増額については、これは片添ヶ浜のオートキャンプ場を中心に当初の見込みよりも入場者数がかなり増えておるというところで増額の予算を組ませていただいております。

といいますのは、予算書にも計上しておりますが、歳入も同額上がっております。すなわち、キャンプ場の入場料が一旦町に入って、それを管理委託をしている業者に支払うと。ですから、歳入歳出両方が増額となっているということになります。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 2点だけお聞きします。

予算書の46ページ、教育委員会の関係です。ICT関係のこの委託料、リモート体制継続業務49万1,000円、これの中身とこの委託先、これを教えていただきたいです。

もう1点、先ほど吉村議員からもありましたけれども、介護保険課の介護保育物価高騰等の支援。この中で、ちょっとこれは本当にあの素朴な疑問で、私立保育事業所というくくりになっているんですけれども、公立に関しては何でこれに計上がないのか、教えてください。

以上、2点です。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） まず、ICTの新型コロナウイルス対応の関係で、ICT教育のリモート体制の継続業務でございますが。

まず、年度末に再設定といいますか、卒業する児童生徒のものを新たにまた入学してくる児童生徒用に再設定をする作業がございますが、これが非常に、期間が春休みで短いということがございます。さきの令和4年9月補正予算で、MDMを導入して今のお世話になっておりますICT支援員の方々の負担軽減ということでいろいろ今準備を進めているところではあるんですが、そのMDMを導入することによって、教育委員会内のスタッフのほうで対応はできなくはないんですが、何せはじめてなものですから、また今計算すると約180台の再設定が必要になってこようというところで、個人のデータが入った場合の移動だとか、中身を空にするだとか、いろいろ初期化等々の関係がございますので、その経費についてこのたび補正にて対応させていただきたいというところで計上させていただいています。

以上です。

すみません、あと、この対応についてですが、今、先ほど申しましたように令和4年9月補正でMDMを導入して今対応しているところですが、それを委託している業者をお願いしようというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 新田議員の御質問でございますが。

公立の保育所につきましては、物価高騰等で予算が仮に足らなくなった場合は、町の予算でございますので、その中で対応するというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。理解できました。

ただ、こっちのリモートのほうは、そんなに大きな金額ではないんですけれども、この契約委

託期間というのがどこまで設定されているのかと、これ再設定まあまあ多分せんない業務だと思うんですけど、それに対する対価としては大きくないと思うんですが、この委託期間と、そこまできっちりできるのか、教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） まず、この短い期間、相当の台数の再度のセットアップ等々でこの金額でできるのかという御質問につきましては、今のMDMの構築をいただいている業者に確認をいたしました。そしたら、確かに短い時間ではあるんですが、その間でできますというところで。春休みに入りましたら、正確にいうと卒業式が終わりましたらということになるかと思うんですが、それから令和5年3月末までに短い時間ではありますが直ちに取りかかっていたかどうかということで確認をしております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにありませんか。山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 1点だけお願いします。

補正予算書の29ページ、保育所の一番下のところに保育所運営費ということで私立保育所運営経費160万円が計上されてございます。これは、保育園等の送迎バスの幼児の置き去りですとか閉じ込め、そういったものに対応するためにブザー等を設置する費用というふうにお聞きしました。

これ、町内で何台のバスに対してそれを設置する予定でしょうか。それは、町内の保育所のバス全てにあたるものなんでしょうか。

それから、もう1つ、議会でこれが承認されてからにはなりますが、いつ頃この設置が終わるのか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 山根議員の御質問でございますが。

バスの助成ということでございます。これは、1台あたり20万円、これを上限としております。内容といたしましては、子供への安全対策ということで、送迎用バスの安全装置への導入経費ということで助成をするものでございます。

台数につきましては、8台を予定をしております。町内の保育所でございます。送迎用のバスを持っているところ全てに助成をする予定でございます。

期間につきましては、ちょっと正確にはまだ決めていないんですが、令和5年3月末までには必ず実施するような予定としております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。町内の全ての送迎バスに設置されるということで安心いたしました。引き続き、保護者の方が安心して預けてもらえるように、早急に設置のほうをお願いしたいと思います。特に、今の時期はそうでもないですけど、夏場、それまでには必ず設置していただくように重ねてお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

日程第21. 議案第2号

日程第22. 議案第3号

日程第23. 議案第4号

日程第24. 議案第5号

○議長（荒川 政義君） 日程第21、議案第2号令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から日程第24、議案第5号令和4年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）までの4議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） それでは、議案第2号から議案第4号の補足説明を行います。

はじめに、議案第2号令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては、保険税、普通交付金、保険基盤安定事業等にかかる一般会計繰入金の増減。歳出においては、一般管理費・特定健康診査等事業費にかかる職員人件費の増減、一般被保険者療養費、出産育児一時金経費の増額が主なものでございます。

補正予算つづりの53ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,080万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億9,114万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別説明書で御説明いたします。

61ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税は、未就学児にかかる均等割保険税

の5割軽減により70万5,000円を減額するものでございます。

3款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金1節普通交付金は、一般被保険者分にかかる療養給付費、高額療養費の所要額増に伴い1億4,104万7,000円を増額、2節特別交付金は、保険事業費の増額に伴い36万1,000円を増額するものでございます。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金を1,010万円追加計上いたしております。これは、一般会計からの繰入金で、負担金交付申請額の確定により1節保険基盤安定事業繰入金保険税軽減分を753万8,000円増額、2節保険基盤安定繰入金保険者支援分を285万2,000円増額、職員給与費等の調整により3節職員給与費等繰入金を216万1,000円増額、出産育児一時金等の所要額増に伴い、4節出産育児一時金等繰入金を140万円増額、普通交付税の確定により、5節財政安定化支援事業繰入金を62万5,000円減額、6節その他一般会計繰入金のうち、国保負担軽減対策繰入金額の確定により、国保負担軽減対策を393万1,000円減額、7節未就学児均等割保険税繰入金を70万5,000円増額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

63ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、当初予算編成以降の人事異動および給与改定に伴う職員人件費の調整により、職員人件費338万9,000円を増額するものでございます。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費は、10月決定分までの給付実績に基づく年間医療費の推計から所要額の不足が見込まれるため、1億3,763万6,000円を増額するものでございます。

64ページをお願いいたします。

2款保険給付費2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費は、10月決定分までの給付実績に基づく年間医療費の推計から所要額の不足が見込まれるため、341万1,000円を増額、4項出産育児諸費1目出産育児一時金は、所要額の不足が見込まれることから210万円を増額補正するものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分は、財源調整でございます。

65ページをお願いいたします。

2項後期高齢者支援金等分3項介護納付金分は、いずれも財源調整でございます。

5款保健事業費1項特定健康診査等事業費は、当初予算編成以降の人事異動および給与改定に伴う職員人件費の調整、会計年度任用職員の継続任用による昇給に伴い、104万6,000円を減額するものでございます。

66ページをお願いいたします。

2項保健事業費は、会計年度任用職員の継続任用による昇給に伴い、17万9,000円を増額するものでございます。

67ページをお願いいたします。

6款基金積立金では、歳入額の増額に伴う調整のため、513万4,000円を増額計上いたしております。

以上が、令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

続きまして、議案第3号令和4年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を行います。

今回の補正は、歳入において、職員人件費にかかる一般会計繰入金の減額、歳出において、総務費にかかる職員人件費の減額によるものでございます。

補正予算つづりの69ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,364万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

77ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3款繰入金1項他会計繰入金1目事務費繰入金について、職員人件費分43万8,000円を減額いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

78ページをお願いいたします。

1款総務費は、当初予算編成以降の職員人事異動および給与改定に伴う職員人件費の調整により、43万8,000円を減額いたします。

以上が、令和4年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

続きまして、議案第4号令和4年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を行います。

補正予算つづりの79ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定において、職員人件費の調整に伴うものでございます。

第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から56万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を34億9,075万6,000円とするものでございます。

事項別明細書の89ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入について御説明いたします。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金 4 目その他一般会計繰入金の 5 6 万 4, 0 0 0 円の減額につきましては、職員人件費の財源調整によるものでございます。

次に、保険事業勘定の歳出について御説明いたします。

9 0 ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費では、介護保険分の職員人件費の調整により、8 0 万 1, 0 0 0 円を増額いたします。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費 2 目介護予防ケアマネジメント事業費では、介護保険・包括支援センター分の会計年度任用職員人件費の調整として 4 9 万 7, 0 0 0 円を増額いたします。

9 1 ページをお願いいたします。

3 項包括支援事業・任意事業費 3 目地域包括支援センター運営事業費では、介護保険・包括支援センター分の職員人件費の調整として 1 9 6 万 7, 0 0 0 円を減額いたします。

7 目認知症総合支援事業費では、介護保険・包括支援センター分の会計年度任用職員人件費の調整として 1 0 万 5, 0 0 0 円を増額いたします。

以上が、令和 4 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についての概要でございます。

以上で、議案第 2 号から議案第 4 号までの補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第 5 号令和 4 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の 9 3 ページをお願いいたします。

今回の補正は、第 1 条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に 6 1 4 万 2, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 1 億 1, 7 1 0 万円とするとともに、第 2 条において地方債の補正を行うものでございます。

まず、歳入歳出予算補正の概要につきまして事項別明細書により御説明をいたします。

事項別明細書の 1 0 3 ページをお願いいたします。

歳入につきまして、2 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目航路補助金は、補助金申請の事前協議において、前島島民 8 名に対し、国の認可を受けているサービス基準の 2 5 名を大きく下回っていることから、サービス基準の見直し、国・県等と協議を進めながら、新船建造にかかる今後の方針を決めていく必要が生じたため、航路改善計画の策定を取りやめましたので、これにかかる

構造改革補助金の500万円を全額減額するものでございます。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、今回の補正にかかる一般会計からの繰入金を5万8,000円減額しております。

6款1項町債は、情島浮棧橋連絡橋改修事業の財源として、交通事業債、過疎対策事業債をそれぞれ560万円追加計上しております。

次に、歳出でございます。

104ページをお願いいたします。

渡船事業特別会計におきましても、他の会計と同様に、職員人件費および会計年度任用職員の経費につきまして調整を行っております。

職員人件費以外の事業につきまして御説明をいたします。

105ページをお願いいたします。

1款2項事業費1目前島航路運航費の前島航路運航経費は、会計年度任用職員の継続任用および社会保険料を共済組合負担金へ組替え等に伴う調整と、委託料632万5,000円の減額につきましては、新船建造の補助金申請にかかる事前協議を国および県と行ったところ、前島島民8名に対し、国の認可を受けているサービスの最低基準は定員25名のため、サービス基準を引き下げていく必要があると言われております。また、最近では、補助により新船を建造する場合、ほとんどが島民の人口より少ない定員となっており、笠佐島航路のような定員12名以下の人を運送する貨物定期航路に変更することも考察する必要がございます。このため、一旦建造計画を中断し、国・県等と協議を進めながら今後の方針を決めていきたいと考えており、新船建造にかかる設計業務98万8,000円と航路改善計画策定業務533万7,000円を減額するものでございます。

105ページから106ページにかけての2目情島航路運航費の情島航路運航経費は、会計年度任用職員の社会保険料を共済組合負担金へ組替える調整と通勤手当の変更に伴う調整、委託料116万円5,000円の減額につきましては、浮棧橋連絡橋改修工事の設計業務の入札による8万2,000円の減額および管理業務につきまして、事業部署の協力を得て行うため、108万3,000円を減額するものでございます。

工事請負費につきましては、浮棧橋連絡橋改修工事の設計業務を行ったところ、資材価格および原油価格ならびに人件費の高騰、浮棧橋設置の際に仮設工事等が必要となり、その工事請負費の追加計上、また、直接工事費の増額により諸経費等も増額となり、1,235万2,000円の追加補正となっております。

3目浮島航路運航費の浮島航路運航経費は、会計年度任用職員の社会保険料を共済組合負担金へ組替えに伴う調整でございます。



以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、97ページ、地方債の補正につきましては、情島浮棧橋連絡橋改修事業にかかる財源として、交通事業債および過疎対策事業債の補正に伴う変更を行うものでございます。

以上が、議案第5号令和4年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。

議案第2号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第4号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第2号令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から議案第5号令和4年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）までの質疑を終了いたします。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩します。

午後3時32分休憩

.....

午後3時46分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第25、議案第6号

○議長（荒川 政義君） 日程第25、議案第6号令和4年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） 議案第6号令和4年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、既定の支出額を484万4,000円減額し、8億3,675万4,000円とするものです。その概要につきまして、御説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

支出につきましては、2目配水及び給水費1節給料2節手当6節法定福利費及び33節負担金において、人事異動に伴う人件費の調整をするものであります。

14節光熱水費においては、昨今の電気料金値上げを反映し、不足が見込まれる電気料金98万円を追加計上いたしております。

21節修繕費においては、施設の経年に伴う損傷や不具合が増加しているため、修繕やメンテナンスにかかる費用170万円を追加計上いたしております。

3目総係費につきましても、2目配水及び給水費同様、1節給料2節手当6節法定福利費および33節負担金において、人事異動に伴う人件費の調整を行います。

また、水道料金等の口座引き落としにかかる金融機関との伝送のネットワーク化に伴う経費として、19節手数料を10万3,000円増額し、窓口業務を柳井市と共同で外部委託している関係上、33節負担金を9万6,000円増額計上いたしております。

1ページに戻っていただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、人件費の補正に伴い減額をするものであります。

なお、3ページ以降は附属資料を添付しております。

以上が、議案第6号令和4年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。これから質疑に入ります。議案第6号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は会期中の最終日の本会議といたします。

## 日程第26. 議案第7号

○議長（荒川 政義君） 日程第26、議案第7号令和4年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） 議案第7号令和4年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をいたします。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の収入に147万4,000円を追加し、10億9,245万2,000円とし、既定の支出に923万8,000円を追加し、9億7,291万7,000円とするものです。

その概要につきまして御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

収入につきましては、1款下水道事業収益2項営業外収益2目他会計補助金では、一般会計からの補助金147万4,000円を追加するものです。

支出につきましては1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費16節使用料及び賃借料ではマンホールポンプ更新事業に伴う通報装置のシステム利用料に対応するため、9万3,000円を、20節動力費ではマンホールポンプ場の電気代として150万円をそれぞれ追加し、2目処理場費の20節動力費では、各浄化センターの電気料として850万円を追加し、3目総係費では人事異動および制度改正等に伴い、1節給料89万3,000円、6節法定福利費10万3,000円をそれぞれ減額し、2節手当を14万1,000円増額するものです。

2ページに返っていただきまして、第3条の資本的収入及び支出では予算第4条の既定の収入に829万円を追加し、13億14万円とするとともに、不足財源の内訳を変更しようとするものです。

その概要につきまして説明いたします。

4ページをお願いします。

収入につきましては、1款資本的収入2項補助金1目国庫補助金1節公共下水道費補助金を820万円追加するものです。これは県内の他市町との補助金調整により当町に追加交付されることとなったものです。

2ページに返っていただきまして、第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は先ほど御説明いたしました人事異動等に伴う減額です。

なお、5 ページ以降に附属資料を添付しております。

以上が、議案第7号令和4年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。（発言する者あり）

すみません、ちょっと発言の訂正をお願いいたします。

4 ページの収入につきまして、1 款資本的収入2 項補助金1 目国庫補助金1 節公共下水道費補助金を8 2 9 万円のところを8 2 0 万円と申したようですので、8 2 9 万円に訂正いたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。議案第7号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は会期中の最終日の本会議といたします。

---

### 日程第27. 議案第8号

○議長（荒川 政義君） 日程第27、議案第8号令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第8号令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明をいたします。

この予算は令和4年9月までの実績に基づき補正するものです。また、燃料費高騰に伴う電気料や給与改定等に伴う給与費について補正するものです。

第1条は総則でございます。

第2条の業務の予定量では、新型コロナウイルス感染症第7波の影響により、3医療機関、2介護施設の患者数・利用者数が減少しているため、入院合計で2,455人、外来合計で3,900人、入所合計で1,388人、次の2ページをご覧ください。通所合計で386人の減少を見込んでおります。それに伴いまして、1日平均患者数・利用者数を補正しております。

3ページをご覧ください。

第3条の収益的収入及び支出では、収入につきましては業務の予定量の減少に伴い診療収入が減少していますが令和4年9月までの新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業費補助金の確定等による補助金収入は増加し、収入合計で961万円増額補正し、49億4,054万9,000円としております。

支出につきましては、業務の予定量の減少に伴い材料費は減少しますが、燃料費高騰に伴う電気料の増加により、4ページをご覧ください、支出合計で965万7,000円を増額補正し、49億4,053万9,000円としております。

第4条の議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、給与費を合計で519万2,000円を減額補正し、28億9,391万9,000円としております。主な内容としては、給与改定等の引き上げを見込んでおりますが、職員の減少等に伴い、減額となっております。

5ページをご覧ください。

第5条のたな卸資産購入限度額につきまして、業務の予定量に基づき算出し、合計で2,321万円を減額補正し、7億576万3,000円としております。附属資料といたしまして6ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、議案第8号令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。議案第8号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は会期中の最終日の本会議といたします。

---

日程第28. 議案第23号

日程第29. 議案第24号

日程第30. 議案第25号

日程第31. 議案第26号

日程第32. 議案第27号

○議長（荒川 政義君） 日程第28、議案第23号周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定についてから日程第32、議案第27号周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定についてまでの5議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第23号から議案第27号までにつきまして、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第23号周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の指定管理者の選定に際しましては、周防大島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条第1項により選定委員会を設置することとされております。また、周防大島町公の施設の指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱第3条第1項において、選定委員会は、委員5人以内をもって組織する、とされているところでございます。

選定委員につきましては、選定の透明性、公正性を図る観点から、教育委員、書類審査の専門家として司法書士、財務の専門家として中小企業診断士、文化財保護の専門家等5名で組織し、3回の選定委員会を経て、参考資料として添付している報告書のとおり、優先交渉権者の選定をいただいたところであります。

つきましては、選定委員会において優先交渉権者に選定された島のくらしと文化研究会を周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者に指定しようとするものであります。

指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としております。

以上が、議案第23号の補足説明であります。

次に、議案第24号日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の指定管理者の選定及び選定委員につきましては、議案第23号の補足説明と同様でございます。

つきましては、選定委員会において優先交渉権者に選定された大島国際交流協会を日本ハワイ移民資料館の指定管理者に指定しようとするものであります。

指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としております。

以上が、議案第24号の補足説明であります。

続いて、議案第25号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の指定管理者の選定に際しましては、周防大島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条第1項により選定委員会を設置することとされており、また周防大島町公の施設の指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱第3条第1項において、選定委員会は、委員5人以内をもって組織する、と規定されております。

選定委員につきましては、選定の透明性、公正性を図る観点から、大学名誉教授、書類審査の専門家として司法書士、財務の専門家として中小企業診断士及び行政組織からの計4名で組織し、それぞれ3回の選定委員会を経て、参考資料として添付しております報告書のとおり、優先交渉権者の選定をいただいたところでございます。

つきましては、周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定につきましては、非公募により優先交渉権者に選定された瀬戸内海リゾート株式会社を指定管理者に指定しようとするものであります。

指定期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間としております。

以上が、議案第25号の補足説明であります。

続いて、議案第26号竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の指定管理者の選定及び選定委員につきましては、議案第25号の補足説明と同様でございます。

つきましては、竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定につきましては、優先交渉権者に選定された有限会社千鳥を指定管理者に指定しようとするものであります。

指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間としております。

以上が、議案第26号の補足説明であります。

最後に、議案第27号周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の指定管理者の選定及び選定委員につきましても、議案第25号の補足説明と同様でございます。

つきましては、周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定につきましては、非公募により優先交渉権者に選定された有限会社サザンセットとうわを指定管理者に指定しようとするものであります。

指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としております。

以上が議案第23号から議案第27号までの補足説明であります。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第23号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 資料の27ページに、審査の講評というのがあるんですが、これによると新設団体ではあるが、前身団体から引き続き団体に所属する構成員がいるというふうに書かれておりますけれど、これは即ち新設団体だけれど実質的には前の団体ということによろしいのかどうか。前身の団体、名前が変わっただけということによろしいのかどうか、その辺を御答弁ください。

それと、その下の（2）の意見のこの2つ目の丸のところ、デイサービス支援事業は人命に関わり云々とありますけれど、デイサービス事業をここでやられるということなのかどうか。そ

うという計画なのかどうか御答弁ください。

それと、次のページに選定委員の名簿がありますけれど、この指定管理者選定委員会というのは何に基づいて設置されているのかどうか、そこを教えてください。

それから、30ページに収支計画がありますけれど、これを見ると支出が増えている。ずっと5年後に向かって、毎年でもないですけど、増加傾向にあるという計画になっている。指定管理は効果的、効率的な運営のためにある制度なんですけれど、これを見ると決して効率化に資していないというふうに見受けられるのですが。その辺の理由というのか、削減努力はされている計画になっているのかどうか。その辺を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 4、5点御質問がありました。

まず、この度の団体、新設団体だけでも、前と実質的にはというか、前の団体と同じなんだろうかという質問でございますが、まずこのたびの団体については新設団体という考え方でございます。構成が、前の団体の方々が4人ほどいらっしゃるということで、今の団体の方がですね。4人ほどいて、今の島の暮らしと文化研究会に今の団体の方が引き続き対応いただけるということで、形上は新設団体ということになるというふうに認識しております。

それから、デイサービス事業の関係でございますが、これがやはり言われるとおり、選定委員会の中でもいろいろ意見がございました。というのがやっぱり安全等々、もろもろ大丈夫かなというふうな心配があったわけでございますが、提案といたしましては歴史民俗資料がたくさんございます。それで高齢者等、高齢者と言いましても比較的元気な方が活用をして、デイサービスができればなということでもございました。民族等々に触れながら昔のものを見てもらって、そういった形で運営してみたいということでもございました。それについて、やっぱり委員会の中では慎重にしたほうがいいんじゃないかという意見がございましたのは事実でございます。

それから、委員会の設置根拠でございますが、まず委員会につきましては周防大島町の公の施設の指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱、これに基づいて対応しております。この形で委員会を設置しまして、今回選定委員会を開催したということでもございます。収支計画、年々増えていることについては、最初、これ想像で申し訳ないんですが、今回申請された方々におかれましてはコロナ禍ということで随分と、ここ2、3年収入が減っているというところに直面しております。そういったことで、引き続き、また来年度は新型コロナウイルス感染症がどうなるか分からないという状況で、最初のころはちょっと収入的なものが少し抑えられた形で作られたのではないかなと。それで、だんだんだんだんアフターコロナというような形で伸びてくるという考えがあるのではないかというふうに推察されます。

以上でございます。



○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まず、団体なんですが、4人ほど現団体から今回の指定管理者の団体へそのまま引き続き移行されるということで。何人の団体なんか存じ上げませんが。私が聞いたのは、なぜ、この新しい新規の団体、4人移行されるならば、例えば5人のメンバーだったらそのままいいんじゃないですかね。あえて、なぜこの新しい団体にする必要があるのかなというのがちょっと疑問なんです。素朴な疑問なんですけれど。というのも、私が懸念しているのは、要するに、前回というか、今の指定管理者を選定したときも新規の団体、ちょっと現かその前か分かりませんが、要するに新規の団体でも結局まだ何もしてない状態で、まっさらな状態で審査をされて、評価をされて現指定管理者になったという経緯がある。やっぱり現行の団体というのはいろんなできていない部分もあると思います。そこでマイナスの評価をされる。新規の団体というのは、はっきり言えばマイナスの評価ってないわけですよ。もうすごくすばらしい、これにも書いてありますけれど盛りだくさんの事業計画であるということなんですけれど、結局プラス評価しかされない、懸念はあるかもしれませんが、プラス評価しかされない。そういうふうに団体をリニューアルすると、結局そのマイナスの部分だけが消されていってしまうのでは、ちょっとそれは選定として問題があるんじゃないかな。まして、実質的にはメンバーが大幅に変わらないかもしれない。最初言ったように、何人のうちの4人なのかは分からないので、実質的には団体の運営方法とか団体の内容自体は全然変わらないかもしれない。そうだったら、やっぱり前の、現行の団体の名称のまま応募するべきだと思いますけれど、なんかそこに理由があるんなら、団体を変えなきゃいけない理由があったのなら、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

それから要するに、デイサービスをやるのかやらないのか。そこを御答弁ください。

委員会については要綱ということなんです、これは要綱に基づいて、多分というか委員に報酬が支払われているんじゃないかと思いますが、その要綱に基づいて支払われているということによろしいのか。

もう1つは収支、新型コロナウイルス感染症の影響でという御説明がありましたけれど、確かに収入は減っているかもしれませんが。減るでしょう、新型コロナウイルス感染症の影響で減るでしょうけれど、だからと言って支出が増える理由にはならないので、そこら辺をどういうふうにか、こういう収支計画の中でこういう計算になるのか、その辺を端的にお答えいただきたいです。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） まず、団体が新規と言いつつ、引き続き残る者が4人いるから新規ではないのではないかという、単刀直入にそういうことかなというふうに思うんですけれども、

まず、団体の構成は8名です。8名中4名が新たな方で、残る4人が今対応いただいているスタッフの方ということで、半分変わるということでリニューアルということを考えられたではないかと。また、その中には先ほどのデイサービスの関係もありますが、そういう福祉介護の關係に携わられている方もいらっしゃるということで、新たな出発をしたいということで新規で申し込まれたのではないかというふうに思います。評価についてですが、考え方としましては、新規の団体だから逆にゼロベース、ゼロ点という考え方もあるのかな、考え方としてはですけど、また、逆に言えば、今おっしゃられたように新規の団体だから評価のしようがない的なところというのもあるかと思いますが。確かにそれは一理あるかと思いますが、いずれにいたしましてちょっと分かりにくいところもあるかもしれませんが、8人中半分の方がということで新規ということで申し込まれたということになっております。

それから、デイサービスについてでございます。これについては、当然ですが事業の実施、もしやるということになれば、関係法令等については十分遵守すること。また、安全対策やトラブルとかそういったことについては十分留意しなければいけないというふうに思っておりますので、この団体が指定されることになりましたら、それらを踏まえたうえで事業の実施について、もう1度きちんと再考いただくよう、既にその話はちょっとしているところでございます。

それと、委員報酬につきましては、これは費用弁償条例に基づいた報酬だと記憶しております。(発言する者あり) 費用弁償条例に基づいたものと記憶しております。

それと、最後に収支についてですが、これについては事業者の方がそういうふうな形で考えておられる。いろんな活動をしなが収入も多くなるけれども支出も多くなるというふうな形で、5年間の計画を立てているというところで、非常に前向きな形になっているんだと思いますが、それはそういうふうと考えているんだらうなというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長(荒川 政義君) 田中議員。

○議員(8番 田中 豊文君) 8名の団体で4名が継続すると、普通に考えたらその団体、継続しますよね。それは自由なんでいいんですけど、そもそもこの指定管理者制度、応募対象が団体になっているというのは団体の継続性というものを期待してというんですか、そこに信頼性を求めて団体ということになっているはずなんです。個人は駄目ですよ、団体になっているのにあえてそういうふうに安易にというか、私、意味が理解できないんですが、8人のうち4人が変わって、4人残るのになぜあえて新しい団体にする必要があるのかどうか。会社の合併とかそういうんだったら仕方ない話なんでしょうけれど、その団体が結局看板を変えただけというようなことになると、じゃあさっきゼロ点かもしれないと言われましたけれど、実際にそういうことはされていないです。とにかく書面上の事業計画等に基づいて、この応募資料に基づいて審査をさ

れるものですから、実際に今までもそういう審査をされてきています。だからこそ、私が懸念しているのは、結局看板を付け替えて新しい団体として応募することで、今までのマイナスの面が全部リセットされるということになるんじゃないかなろうかということをお願いしているの、その辺が払拭されているんですよ、そういった懸念はないんですよというのであれば、そういった御答弁をいただきたいと思います。

それと、デイサービスは、要するにやるんですか、やらないんですか。事業計画にあげているということは、やらないものはあげないでしょう。やらないもので審査をしたんならこの審査自体が意味をなさないんで、こういうことをやりますということで事業計画を上げて、それについて点数を付けているんでしょから、だったらやるということなのでしょうけれど、それでも今現在再考を求めているという答弁もありましたけれど、再考を求めているんならこの事業計画自体が変わるということになるのかどうか。そうするとちょっとこの審査自体が意味をなさないんじゃないかなと思いますけれど、その辺はどうなんですかね。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） まず、構成員の関係の8人中4人、半分の変更であれば団体としてどうなのか——どうなのかという言い方はおかしいですね。新たな団体と位置付けるのがどうなのかということですが、看板を付け替えただけという御指摘がございましたが、そういう面でマイナスがリセットされるということはないというふうに考えています。選考委員の方々は、あくまでも出てきた申請書類に基づいて、これについて結果を出された訳ですから、講評にも書いてありますとおり、非常に期待しているとか、また、歴史民俗等の活動についてはプラス評価もございます。この名前が微妙に変わっているというところで確かにそういった疑問があるかと思いますが、これについてはその団体の方々がいろいろ考えられて、新しい名前で再出発しようということになったのではないかというふうに思われます。

それと、デイサービスについてですが、審査の中では非常にやっぱり、ここは本当になんかあったら大丈夫なんかなというふうな意見はだいぶ出ました。また、プレゼンテーション、そのときにおいてもそういった意見が団体のほうには直接意見、声として伝わっております。

そういったことも踏まえて事務局として、できることはいろんな諸手続等で介護保険等々の関係の手続等を踏まえてできればやっていただいていると思うんですけども、なかなかやっぱり思いがあっても困難な場合もあろうかと思しますので、そういった意味で再考を促したということで。やめてくれという意味での、再考を促したという意味ではございません。

以上でございます。（「やるということですね」と呼ぶ者あり）

今のところはまだやるように考えてはいらっしゃると思いますが、ただ今後どうなるかは、実際は分かりません。再考した結果、どうなるかというのは団体の考えだと思います。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにいらっしゃいませんか。山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 27ページを見ますと、（2）の委員会における主な評価、意見。その1番頭のところで、新設団体のため、財務状況や収支実績など審査できるものがなく評価が厳しい部分があったと書かれております。ここ、今おっしゃる御答弁聞きますと、8名中4人の方が、半分の方が移籍されてこられていると。実質的に元の団体を引き継いでいるわけで、それが財務状況や収支実績などは元の団体のものを見ればいいのではないかと思うんですが、ここがなぜ元の団体のものを見ずにスルーしてしまうのか。そのところがどうもよく分からないので、その理由を教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 審査の講評の評価、意見のところの1番最初に新設団体のため収支的な財務状況等については評価が難しい部分があったというふうに、確かに記されています。今回の団体、構成の委員、誰とは言えないんですが、その委員の中でそういう見方をされた。要するに、前回の団体、先ほどから出ていますが、8人中4人が残っているんですが、新しい団体というところで、前回のものについては全く書類が提出されておりませんので、あくまでもゼロベースというところで委員が見られたので、これではなかなか判断がしにくいねと。ただ、先ほども申しましたように、その中で半分の方々は今の団体ということで、それを鑑みながら評価をされたということだと思います。ただ、意見があったのはそういう意見がありましたので、この中に意見として記述されているというところでございます。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 何かちょっと分かったような、分からないような御答弁だったなというのが率直な私の感想なんですけれども。ちょっと私が見たところ、前の団体と文字が、ひらがなが1字あるかないかぐらいの、団体名。前の団体と平仮名が1字あるかないかぐらいの違いです。それで、新設団体でございますからゼロベースでいきますというのを言われて、それでおったのならいいといえればいいんですけれども、そうすると町民の方からすると、ちょっとこれ何かこの委員が言っておられるようなことが何かあるんじゃないかなというような、そういう疑念を持たれる方もいらっしゃると思うんです。やっぱり何か財務的に、何か財務や収支のところでは何か出せないものがあるんじゃないかとか、何か問題があるんじゃないかとか、そういう意見を持たれる方は当然おられると思うんです。そういう疑問がきたときにどう回答するのか。そこを教えてください。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午後4時33分休憩

午後4時34分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 名前も今の団体とほぼ同じ、申請も半分は構成が残っているというところで、その財務状況の評価がしにくいというところで、何かあるというふうに勘違いされるのではないかという御質問でございますが、委員の御意見を総括して考えると、先ほど申しましたように、確かに看板のかけ替え的なところは名前等々を見ても否めない部分はあるかと思いますが、半分が変わっているということで新設団体というふうな形で申し込まれております。

ただ、そういったところで、逆に言えば、スタッフも半分残っているし、実際に運営する職員の方々というんでしょうか、その方々も4人、5人、今はおるわけですが、そういった方々もほぼほぼ変わらないという話を聞いておりますので、プレゼンテーションの中でも引き続き——引き続きという言い方はまたおかしくなるんですが、そういった形でしっかり運営していくというふうに言っておりますので、確かに看板のかけ替え的なことは確かに誤解されるようなことがあるかもしれませんが、これは申請団体がそういうふうな形で新規ということで申し込まれてきたので、それは、事務局としてはそれを尊重したというところで、内容についてもそういうふうに引き続き同様というふうな意見がございましたので、それに基づいて評価をしたという、委員が評価したということだと思います。

以上です。（「財務状況は」と呼ぶ者あり）財務状況については、今の出された資料に基づいて評価しているんだと思いますが、ただ、先ほど申しましたように、物がゼロベースで何もございませんので、先ほども申しましたが、そういった場合はゼロで評価されるべきではないかという考えもあろうかと思えます。しかし、先ほど、今やっている団体と引き継いでやるというところを委員は加味をしたんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） あまり私の期待していたような内容の回答ではなかったんですけども、分かりました。ただ、生涯学習のむら、久賀歴史民俗資料館、こちらには国指定の重要有形民俗文化財が収蔵されております。これは本当に貴重なものでありまして、後世に向かって残していかなければならないものです。そういったものをこれから管理して展示していくと、そういう重さをかみしめて指定管理者には運営をしていただきたいと切に願っております。

私のほうからは以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第一—木谷教育次長。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午後 4 時 37 分休憩

午後 4 時 42 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 先ほど、田中議員の御質問のときに、委員の謝礼というか、報酬とか、につきまして、町の費用弁償条例に基づいた対応をしているというふうな私答弁をしました。訂正させていただきます。このたびの謝金につきましては、決裁を経て費用弁償に準じた形で報償費で支払いをさせていただいております。訂正をさせていただきます。すみませんでした。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 質疑を終結しますまで言うたんよ。議案第 2 3 号、もう一遍言おうか。

議案第 2 3 号の質疑を終結します。

議案第 2 4 号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8 番 田中 豊文君） 1 点だけ。資料の 3 9 ページに、これも収支計画がありますけれど、これも全く 5 か年で同じ管理経費が若干は変わっていますけれど、収支は同額ということで、これについて、管理経費も若干上がっていますから、経費削減の努力はしないという計画でよろしいのか。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） まずは、ハワイ移民資料館の関係事業の収支の関係で、経費節減が困難なんだろうかということでございますが、なかなかプレゼンテーションを聞いていまして、ぎりぎりのところでやっているというところが実情のようでした。町としてもいろんな支援はしていかなきゃいけないとは思っておりますが、やる気は十分あって、これまでも実績が長い間—5 期目ですかたしか—ありますので、そういったところで町としては引き続き期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。（「田中議員、ちょっとマスクを外して言うて」「はい」

「聞こえにくい」と呼ぶ者あり）

○議員（8 番 田中 豊文君） いや、管理経費の削減努力はしないんでしょうかという質問だっ

たんですが、そこら辺をもう1回御答弁ください。それと、要するに、指定管理料が1,731万5,000円、いっぱい応募されています。この指定管理料自体が適切なかどうかということも含めて、これによって事業者が無理な経営を強いてしまっているのではもちろん経費削減もできないでしょうけれど、ただ、管理経費の計画自体が若干ですが上がっているから、この辺の努力はどういうふうにされるのか、されないのか、できないのか、その辺をちょっと御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） まず、管理経費の削減努力でございますが、まず、今回の基準額の算定については、一応新型コロナウイルス感染症前5か年、過去5か年ということで新型コロナウイルス感染症前から、それから新型コロナウイルス感染症に突入して現在に至っているという経緯がございます。それで、設計についていろいろ苦慮して、最終的には前回の指定管理料と比べて6.03%の増額というところになっておりますというところで、いろんなものの上昇的なものを含めてこういった形になっているので、管理経費の削減というのがなかなか難しいというのが実態であろうかと思えます。ただ、それなりに管理者、指定管理を指定される者の団体については努力をしていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第25号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） これ、1年という期間になっていますが、その理由と、1社なんですけれど、474点という採点が、審査結果があります。この審査の点数について、何か基準点とかそういったものは設けておられるのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、指定管理期間が1年になっている理由ということでございますが、これは大きく2つ理由がございます。今、議会の特別委員会といろいろ議論をさせていただいておまして、今後の温浴施設のあり方も含め、検討をしていかなければならないと。その中で、財務状況を鑑みると、ながうらスポーツ滞在型施設は1年ごとに注視、見ていく必要があるのではないかという御意見をいただいた。それに対して検討を加えたところでございます。

それと、もう1点が、現在、ながうらスポーツ滞在型施設にありますサッカー場の法面が崩れておまして、測量設計を現在しているところであります。その測量設計の結果によっては、復

旧工事がどれぐらいの規模になるかというのがちょっとまだ見通せない状況です。測量設計の結果によって、その辺を見極めなければならないと思っております。ですから、そういった点から、なごうらスポーツ滞在型施設については1年の指定管理期間というふうにしたところでございます。

それから、採点の基準ということでございますが、最低点といったような基準は設けておりません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1年ごとに様子を見るということですけど、例えば、今年度とか、来年度とか、経営状況が悪くなったら、その後、どういう判断をしていこうという、見守るといのは——ことになるのか教えてください。

それと、最低基準、基準点ですが、それはここに限らずですけど、一定の基準というのがないと、結局、何点でもとおるのかということになりますので、そこはやっぱり設ける必要があるんじゃないですか。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、財務状況を見つつという点についてですが、月次の報告であるとかいったものを注視しながら、例えば、今回は非公募のままでいいのかというようなことも含めて単年度で検討すべきことというふうに思っております。

それから、現在のところ、要綱や判定基準等の中において最低点というのは定めておりませんが、今言った御意見は今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 非公募も含めてということもあったんですが、1年ごとに、例えばそういう短いスパンで、例えば極端な話来年度、指定管理ですごい経営状況が悪かったと、そういったときに、もうこれじゃあやっつけていけんよというような判断をする可能性があるのかどうか。一応、町から指定管理者に委任をしているわけですから、あまり短いというか、事業者のほうも困ると思うんですよ。じゃあ、来年やってみて赤字になった。もうそれでばしっと切られるという危険性があるんだったら、なかなか今後、指定管理者としてやってもらうというところが難しいんじゃないかなと。その辺の折り合いもあるでしょうけれど、そこらをどういうふうにご考慮されるのか。その考える検討のスパンですね。今の答弁だったら1年でもう見極めますよみたいなふうに受け止めたんで、その辺があれば何かお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいまの御質問、確かに指定管理期間が1年というのは、受ける側にとっては非常にやりにくい状況だと思います。先の展望や数年間の事業計画等も立て



にくいということは十分理解しております。ただ、先ほど言いましたように、財務状況を鑑みて月ごとの収支等を注視しながら来期の判断をしたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） なければ、質疑を終結します。

すみません、午後5時が迫っております。

お諮りします。本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ時間を延長したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

それでは、引き続き、議事に戻ります。

議案第26号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） これも1点だけ、同じなんですけれど、51ページに収支計画がありますけれど、これはかなり支出のほうが上昇する計画になっています。こちらについてはどういう理由というんですかね、支出が増える理由があればお聞かせいただきたいと思ひますし、経費削減の努力をどういうふうにされようとしているのか、その辺もあわせて御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 経費の削減というのは非常に大事な取組と申しますか、経営をするにおいて大事なことだというふうには思っております。ただし、今の収支を見ていただきますと、支出は増えているものの、黒字転換をするという事業計画になっております。支出がなかなか抑えられない理由と申しますのが、昨今の燃料費の高騰等もありますし、施設自体がかなり年数が経っておって老朽化してきております。大きい修繕については所有者である町のほうが行うわけですが、軽微な修繕においても至るところで、至るところと申しますか、かなりの修繕をしなきゃいけないところも多いものですから、支出としてそういったものがかかってくるというふうに理解をしております。選定委員会の中でも、そういった内容を御理解いただいたうえで、収支が黒字となる経営という計画であるために今回認められたというところでございます。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第27号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第23号周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定についてから議案第27号周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定についての質疑を終了します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

### 日程第33. 議案第28号

○議長（荒川 政義君） 日程第33、議案第28号財産の無償貸付けについてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第28号財産の無償貸付けについて補足説明をいたします。

現在、デイサービスセンター文珠苑は、昨年の3月定例議会におきまして条例の一部改正により廃止をした遊休施設でございます。

このたび、山口県建設業協会大島支部より、老朽化等で運営に支障があるため遊休施設となっておりますデイサービスセンター文珠苑を借受けしたいとの打診がございました。

デイサービスセンター文珠苑を貸し付けることにより、町が負担する財産にかかるコストの軽減が見込まれます。

つきましては、令和5年4月1日より、山口県建設業協会大島支部へ無償で貸付けすることが妥当であると判断したことから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第28号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） これ、財産の無償貸付けということなんですが、この無償貸付けを行うということに至ったプロセスをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 田中議員の質問にお答えいたします。

まず、経緯といたしましては、令和4年3月に建物が老朽化して雨漏りをしているということで、使用不可に近い状態であるということで、無償貸付けの申出がございました。正式な申出がございましたのは、令和4年10月21日付で、デイサービスセンター文珠苑の貸付けの要望書

が町に提出されまして、それを受理したというところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） いや、時系列というか、時系列にしてももう少し詳しくですね。私が聞いているのは、申出があったのは分かりました。それを受けて町の中で執行部でどういう判断をされて、いつどういう判断をされてこの貸付けをすることが決まったのかどうか。その辺をどういう——公共施設があるから、その申出があったからオーケーですよというのが全てそれでおおるといふものじゃないですよ。教育委員会のように公募で去年1年かけて決定したものもあります。今回はそういうプロセスを経ているのかどうか。その辺を意思決定に至るまでのプロセスをもうちょっと詳しく教えてください。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） すみません、先ほどの答弁の続きでございます。令和4年3月にまず無償の貸付けの申出を受けたんですが、その後に健康福祉部の福祉課、それから総務部、あと上部もあわせて協議をしたんですが、日程のほうは今はまだ把握ができていない状態でございますので、これは調べたら後日また回答させていただければと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 日程とかはいいんですけど、結局、どういうふうに決めたんですかということを私はお伺いしているんです。それが分かれば、別に公募というプロセスを経なくても、例えば、申出があつて要望を出して、私も町民の立場として、例えば要望書を出しますと、町に。それで、執行部と調整をして話して、それで無償貸付けが決まるのであればそういう手続を経ますし、そこが公表されていないので分からないんですけど、例えば、町にこういう施設がありますというのが分からなきゃいけないんですけど、そのうえで、じゃあここを借りたいんですけど、使っていないから借りたいといったときに、どこに申出をして、それで、中でどういう検討をして誰が、最終的には町長が決めるんでしょうけれど、その決定をして、それで貸付けが決まるんですよというのはやっぱり公表しないといけないと思うんですよ、そういうルールがあるんなら。だけれど、そのルールはどのようなルールですかと。誰がどういう判断で決めるんですかと。何でもかんでもいいというわけじゃないと思いますので、指定管理のように個人じゃ駄目よとかいうこともあるんだらうと思います。どこまでの例えば団体でも営利企業は駄目ですよとかいうのもあると思います。そのルールをどういうふうに決めているんですかというのを聞きしたんで、今お答えできなかつたらまたそこを、日時よりもどういう手続を経るんですかというところを教えてください。今、答弁が可能だったら、答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 建設業協会につきましては、もともとこの建物については地元  
のほうから貸付けの要望とかそんなのが全然なかったというのもあります。先ほどちょっと申し  
上げたように、令和4年3月にそういう申出があって、その後にはまずは福祉課のほうでそういう  
要望を受けまして、それで総務部、それから、最終的には町長の判断をいただいて決定をしたと  
いうプロセスではございます。

建設業協会につきましては、建設業の健全な発展を図って、また、公共の福祉に寄与するとい  
う、そういう目的にしている団体ということで、地元の要望もなかったということで決定をした  
というところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませぬか。小田議員。

○議員（12番 小田 貞利君） すごい奥歯に引っかかったような答えばっかしなんだけど、  
聞きたいのは、そういう申出があって審査して貸すのはいいんやけれど、普通だったら、例えば、  
建設業協会がみんなで倉庫として利用したいということで申出があって、それならよかろうとい  
うことで貸しましたという答えを望んじよるのに、何でそういう分かりやすい答えをしてくれん  
のかね。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 今、田中議員、また、小田議員からも御指摘をいただいた意思決定なん  
ですが、文珠苑という施設が、もう一旦閉鎖というようなことになっています。それで、遊休施  
設ということになるので、その活用ということで、県の建設業協会の方が手を挙げられたとい  
うような経緯なんです。その中で、国の補助が入っている施設でありますから、それは執行部のほ  
うでも福祉課からの話とあわせて、県、そして国等、補助が入っている建物なので、それはしっ  
かりと協議をしたうえで、それは無償貸付けという形が取れるでしょうということで協議を終え  
て、そして、遊休施設でしばらくずっと当てがないというところであれですけれども、活用について一  
番すぐに手を挙げていただいたところでもあるので、それはスピーディーにというような判断も  
させていただいたというのが一つの形であります。

○議長（荒川 政義君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。（「手が上がった」と呼  
ぶ者あり）手が上がった。終結しますって言うた。（笑声）質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会をいたします。

次の会議は、12月7日水曜日午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後5時12分散会

---